

(第一類 第二號)
衆議院三百四回國會總務委員會議

衆第一回議院

總

務委員

議
錄
第
十
六
号

(一六九)

第二百四回国会

総務委員会

議録第十六号

議録第十六号

令和三年五月十三日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 石田 祝穂君

理事 橋慶一郎君

理事 富樫博之君

理事 務台俊介君

理事 岡本あき子君

理事 安藤高夫君

理事 石田真敏君

理事 小田原潔君

理事 木村弥生君

理事 斎藤洋明君

理事 杉田水脈君

理事 谷川とむ君

理事 穂坂泰君

理事 宮路松君

理事 屋良朝君

理事 神谷裕君

理事 高木鍊太郎君

理事 棚屋敬悟君

理事 足立康史君

理事 武田良太君

理事 宮路赤澤亮正君

理事 古川新谷君

理事 谷川裕通君

理事 山本正義君

理事 谷川とむ君

理事 康弘君

理事 厚生労働副大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

内閣府大臣官房審議官

政府参考人

(内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官)	政府参考人	(総務省大臣官房長)	原邦彰君
(総務省大臣官房総括審議官)	政府参考人	(総務省大臣官房地域力創造審議官)	大村慎一君
(総務省大臣官房公務員)	政府参考人	(総務省自治行政局長)	高原剛君
(総務省自治行政局選挙部)	政府参考人	(総務省自治行政局公務員)	山越伸子君
(総務省自治財政局長)	政府参考人	(総務省自治税務局長)	森源二君
(総務省自治税務局長)	政府参考人	(総務省自治税務局長)	田畠要君
(総務省国際戦略局長)	政府参考人	(総務省国際戦略局長)	内藤尚志君
(総務省情報流通行政局長)	政府参考人	(総務省情報流通行政局長)	稻岡伸哉君
(総務省総合通信基盤局長)	政府参考人	(総務省総合通信基盤局長)	吉田英司君
(厚生労働省大臣官房審議官)	政府参考人	(厚生労働省大臣官房審議官)	竹内芳明君
(農林水産省大臣官房危機管理・政策立案案総括審議官)	政府参考人	(農林水産省大臣官房危機管理・政策立案案総括審議官)	山内由光君
同月二十六日	同月二十八日	同月二十八日	同月二十八日

オンライン本会議開催に必要となる地方自治法改正を求める意見書(宇都宮市議会)(第一六三八号)	オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書(大阪府議会)(第一六四〇号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四〇号)
オンライン本会議の実現に向けた地方自治法改正を求める意見書(大阪府泉南市議会)(第一六四一号)	オンライン本会議の実現に向けた地方自治法改正を求める意見書(大阪市議会)(第一六四一号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四一号)
オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書(高知県香美市議会)(第一六四二号)	オンライン本会議の実現に必要となる地方自治法改正を求める意見書(高知県香美市議会)(第一六四二号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
行政のデジタル化の着実な推進を求める意見書(岐阜県議会)(第一六四三号)	行政のデジタル化の着実な推進を求める意見書(岐阜県議会)(第一六四三号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
自治体DX推進に向けた支援に関する意見書(東京都目黒区議会)(第一六四四号)	自治体DX推進に向けた支援に関する意見書(東京都目黒区議会)(第一六四四号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
総務省官僚の接待疑惑の徹底解明を求める意見書(東京都田中市議会)(第一六四五号)	総務省官僚の接待疑惑の徹底解明を求める意見書(東京都田中市議会)(第一六四五号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める意見書(大分県議会)(第一六四六号)	地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める意見書(大分県議会)(第一六四六号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(北海道鶴居村議会)(第一六四七号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(北海道鶴居村議会)(第一六四七号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
地方自治体のデジタル化の推進を求める意見書(福島市議会)(第一六四八号)	地方自治体のデジタル化の推進を求める意見書(福島市議会)(第一六四八号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(埼玉県吉川市議会)(第一六四九号)	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書(埼玉県吉川市議会)(第一六四九号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
地方自治体のデジタル化推進に向けた支援等を求める意見書(新潟県議会)(第一六五〇号)	地方自治体のデジタル化推進に向けた支援等を求める意見書(新潟県議会)(第一六五〇号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
意見書(石川県加賀市議会)(第一六五一号)	意見書(石川県加賀市議会)(第一六五一号)	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)
地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める	地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める	オンライン本会議の実現に必要となる法整備等の検討を求める意見書(大阪市議会)(第一六四二号)

意見書(静岡県浜松市議会) (第一六五二号)
地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める

なことが起らぬよう
組んでまいります。
再発防止に全力で取り

地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（滋賀県長浜市議会）第一六五四号）
地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（大阪府摂津市議会）第一六五五号）
地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（香川県議会）第一六五六号）

○石田委員長 行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する件、地方自治及び地方財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

地方の財政需要を的確に反映した地方財政の充実・強化を求める意見書(岐阜県議会)(第一六五八号)
デジタル手続法に基づくマイナンバーカード普及に向けた基盤整備等を求める意見書(静岡県浜松市議会)第一六五九号
は本委員会に参考送付された。

ノベーション推進事務局審議官覺道聖文君、総務省大臣官房長原邦彰君、大臣官房総括審議官竹村晃一君、大臣官房地域力創造審議官大村慎一君、自治行政局長高原剛君、自治行政局公務員部長川越伸子君、自治行政局選挙部長森源二君、自治財政局長内藤尚志君、自治税務局長福岡伸哉君、国際戦略局長巻口英司君、情報流通行政局長吉田博

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提

出 第二百一回国会閉法第五三号) 行政の基本的制度及び運営並びに恩給、地方自治及び地方税財政、情報通信及び電波、郵政事業並びに消防に関する件

の石田委員長　これより会議を開きます。

この際 政府から発言を求める形でありますので、これを許します。武田総務大臣。

(武田国務大臣) この度、昨年三月に国会に提出されし、衆議院において繼續審査となつてゐる地方公務員の初任官俸の一部を改正する法律案につきまして、法案及び参考資料に誤りがあることが判明し、法案について正誤をもつて訂正させていただきま
した。

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

方はいらしゃいませんか。住宅も半壊とか、非常に全壊が六棟、また、住家の損失は百棟を超えるような大変大きな灾害になつてございまして、農業用施設などにも幅広い被害が出てござります。

きまして、被災自治体からの相談に丁寧に応じてまいりたいと思っております。
以上でござります。

今日は総務委員会で質問をさせていただき、時間がございました。
また、新型コロナウイルス感染症に罹患されたお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げます。従事者だけではなくて、国民の多くの皆様方に御不便、我慢をお願いをしていることもおわびを申し上げるとともに、一日も早くこの新型コロナウイルス感染症を乗り越えるということに対しても微力を尽くしてまいりたいというふうに思っています。
今日は、質問の機会をいただいて、本来であれば、実は連休前にやり取りをさせていただいていて、地域おこし協力隊の話を、私の地元にも数多くの方がいらっしゃったので、させていただきたいといふに思つて、静岡県で副知事までされた大村審議官が御担当だということで、やせていただきたいなというふうに思つて、いろいろ準備をしていただいているんですが、その後、五月一日の夜に、連休中でございますけれども、私の地元静岡県牧之原市を突然の竜巻及び複数の突風が襲いまして、非常に多くの被害が出てまいりました。
お手元の資料、配られていると思いますが、五月十日時点のこれは内閣防災の取りまとめの資料でございますが、これから新たな被害は確認されていないとということで、五月十日時点が最新ということですが、幸いにも、お亡くなりになられた方はいらっしゃいませんが、住宅でも全壊が六棟、また、住家の損失は百棟を超えるような大変大きな災害となつてございまおりました。

いかということを心配して、最初、この被災状況について各省に問い合わせますよというふうにしたら、既に五月十日の時点で各省さん、取りまとめていただけで、内閣防災さんからいたたいで、この質問はちょっと割愛をさせていただいちゃうで、事前でもやり取りさせていただきましたけれども、このそれぞれの被害に対してどういう支援策があるのか、担当の省庁にそれお答えいただきたいと思います。

○黒田政府参考人 おはようございます。お答えさせていただきます。

五月一日の牧之原市等におきます竜巻、突風等によりまして、住宅の屋根を中心にして多數の被害が発生したところでござります。

国土交通省では、建築物の瓦屋根につきまして、耐風性能を向上させるための一定の改修を行なう場合、防災・安全交付金等によりまして、改修に要する費用の二三%、最大五十五・二万円を支援する制度を設けておるところでございます。

今般の牧之原市等におきます瓦屋根の被害を受けた住宅につきましても、本制度が活用できるところを地方公共団体に周知をさせていただいているところでございます。

また、瓦屋根以外の被害につきましても、被災した住宅の補修等に必要な資金につきまして、住宅金融支援機構によります低利融資により支援をさせていただくこととしております。

いずれにしましても、被害を受けました建築物の損傷の程度や内容に応じまして、被災地の状況をよく伺いながら、これらの支援制度の活用につきまして、被災自治体からの相談に丁寧に応じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

常、明らかに廃棄物と観念でできます全壊の家屋等を対象にしておるところでございます。

今回の災害におきましては、農業用ビニールハウスにも多くの被害が生じているため、農林水産関係廃棄物につきましても、この災害等廃棄物処理事業費補助金の対象になることを改めて周知をしたところでございます。

引き続き、被災地域に寄り添いまして、全力で支援をしてまいりたいということを改めて周知をします。

○村井政府参考人 お答え申し上げます。

まず冒頭、今回の竜巻等により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

今回の竜巻等によりまして、農業関係では、農業用ハウスですか、お茶の産地ということで、防霜施設、防霜ファンを中心には被害が出ておりましてふうに承知をしております。

被害を受けた農業用ハウスや防霜ファン等の復旧につきましては、農業共済や長期、低利の融資で対応することを基本としており、また、農林水産業共同利用施設の要件に該当する施設につきま

また、被災を機に、自然災害にあらかじめ備え、災害に強い園芸産地を形成する際には、複数農業者による事業継続計画、いわゆるBCPでござりますけれども、BCPの策定や体制整備を支援するとともに、「BCP」の実践に必要な取組として、ハウスの補強や非常用電源の導入、自力施工の技能取得等について支援をすることが可能となります。

さらに、产地生産基盤パワーアップ事業がございます。この事業におきましては、収益力強化に計画的に取り組む产地に対して、パイプハウスの資材購入等を支援しておるところでございます。このほか、お茶につきましては、持続的生産強化対策事業がございますけれども、この事業によりまして、防霜ファンの整備ですか、改植等への支援を行つておるところでございます。

これらの事業の活用に当たりましては、それぞ

れの要件を満たすことが必要となります。農林水産省いたしましては、地域の農業者の要望を踏まえ、県や市と緊密に連携をして、丁寧に対応をしてまいりたいと考えております。

○井井委員 ありがとうございました。

それぞれの対策をお伺いしたんですけども、たんですが、レクを受けたときも、住宅は屋根だけなのという感じで、竜巻で窓ガラスがかなり割れています。そういう制度なので、これからいろいろ考えていくんですけれども、まあまあ、それが多いんですねけれども、まあまあ、それが多いんで

いる家が多いんですかね。それで、それはそういう制度なので、これからいろいろ考えていくんですですが、やはり正直、そういう感想を思いました。

もちろん、私有財産ですから、保険で対応する

というものが原則になるのかもしれませんけれども、竜巻被害に遭うとか突風被害に遭うというの

は、なかなか、人生の中で一回あるかないかと

いつたら、ほとんどの方は経験せずに過ごしてい

くわけでありまして、やはりもう少し手厚い支援

をいただきたいなというふうに思います。

農業用の支援についても様々にあります。

けれども、やはりこれは通常の補助制度をうまく活用するということの域をなかなか出られない

相談いただいてないというふうには聞いています

けれども、こういう被害があった状態で、ビニールハウスはこっちだよ、防霜ファンはこっちだよ

いうことで、それについては現場でもいろいろ御

相談いただいてないというふうには聞いています

けれども、こういう被害があった状態で、ビニールハウスはこっちだよ、防霜ファンはこっちだよ

いうのも、なかなか、それぞ申請される方に

うふうに思つております。

こういうふうになると、最後、地元がやはり頼

願いをして、しっかりと支援をしていただきたいというふうに思つております。他方で、今地元で何が一番問題かということ、全国、今、市町村どもそうなんですが、予算の計画はあるんですけども、実際に、各自治体に現金が今一番、大変少ない時期でございます。思ってます。私は、地元でこういう災害が起きて初めて分かつたんですが、レクを受けたときも、住宅は屋根だけなのという感じで、竜巻で窓ガラスがかなり割れています。そういう制度なので、これからいろいろ考えていくんですですが、やはり正直、そういう感想を思いました。

もちろん、私有財産ですから、保険で対応する

というものが原則になるのかもしれませんけれども、竜巻被害に遭うとか突風被害に遭うというの

は、なかなか、人生の中で一回あるかないかと

いつたら、ほとんどの方は経験せずに過ごしてい

くわけでありまして、やはりもう少し手厚い支援

をいただきたいなというふうに思います。

農業用の支援についても様々にあります。

けれども、やはりこれは通常の補助制度をうまく活用するということの域をなかなか出られない

相談いただいてないというふうには聞いています

けれども、こういう被害があった状態で、ビニールハウスはこっちだよ、防霜ファンはこっちだよ

いうことで、それについては現場でもいろいろ御

相談いただいてないというふうには聞いています

けれども、こういう被害があった状態で、ビニールハウスはこっちだよ、防霜ファンはこっちだよ

いうのも、なかなか、それぞ申請される方に

うふうに思つております。

こういうふうになると、最後、地元がやはり頼

願いをして、しっかりと支援をしていただきたいというふうに思つております。他方で、今地元で何が一番問題かということ、全国、今、市町村どもそうなんですが、予算の計画はあるんですけども、実際に、各自治体に現金が今一番、大変少ない時期でございます。思ってます。私は、地元でこういう災害が起きて初めて分かつたんですが、レクを受けたときも、住宅は屋根だけなのという感じで、竜巻で窓ガラスがかなり割れています。そういう制度なので、これからいろいろ考えていくんですですが、やはり正直、そういう感想を思いました。

もちろん、私有財産ですから、保険で対応する

というものが原則になるのかもしれませんけれども、竜巻被害に遭うとか突風被害に遭うというの

は、なかなか、人生の中で一回あるかないかと

いつたら、ほとんどの方は経験せずに過ごしてい

くわけでありまして、やはりもう少し手厚い支援

をいただきたいなというふうに思います。

農業用の支援についても様々にあります。

けれども、やはりこれは通常の補助制度をうまく活用するということの域をなかなか出られない

相談いただいてないというふうには聞いています

けれども、こういう被害があった状態で、ビニールハウスはこっちだよ、防霜ファンはこっちだよ

いうことで、それについては現場でもいろいろ御

相談いただいてないというふうには聞いています

けれども、こういう被害があった状態で、ビニールハウスはこっちだよ、防霜ファンはこっちだよ

いうのも、なかなか、それぞ申請される方に

うふうに思つております。

こういうふうになると、最後、地元がやはり頼

れる要件を満たすことが必要となります。農林水産省いたしましては、地域の農業者の要望を踏まえ、県や市と緊密に連携をして、丁寧に対応をしてまいりたいと考えております。

○井井委員 ありがとうございます。

まだどれだけの被害額というのも固まつていなければ、適切に対応していくという大臣の御答弁でございますけれども、是非、総務省におかれましては、県民、市民の皆さんこの復興復旧を後押しするためにも、手厚い支援と、そして、現場で交渉したときに、やはり、ああ、これは多分大丈夫だと、人間ですから、やり取りしているところ、そういう感覚になると思うんですよね。そういう思いを与えてくれるような対応を心からお願いを申し上げまして、時間が参りましたので質問を終わらせていただきたいと思います。

○石田委員長 次に、國重徹君。

○國重委員 おはようございます。公明党の國重徹でございます。

先月十五日、東京都新宿区のマンション地下の立体駐車場におきまして、消防設備から二酸化炭素が放出され、天井の張り替え工事に従事をし

ていた男性作業員四名が命を落とすという痛ましい事故がありました。昨年十二月には愛知県名古屋市、本年一月には東京都港区においても同様の事故が立て続けに発生をしております。

二酸化炭素を使用した消防設備は、水での消防

に向かない立体駐車場また電気設備等に多く設置されていますけれども、窒息による命への危険があります。一度ならず二度そして三度までも事故が繰り返されたのはなぜなのか、再発防止に向けて、まずは今般の事故の早期の原因究明と安全対策の周知徹底、さらに、二酸化炭素消防設備の安全管理体制の総点検と実態把握、それを踏まえた安全対策の一層の強化を図っていく必要があると考えます。

先月二十八日、我が党が総務省にこの安全対策と再発防止を求める申入れを行わせていただきました

して、宮路政務官に御対応いただきました。その際に、事故に関する有識者検討会を立ち上げて、安全管理対策の検討を行つていくとのお話をいた

だいたところでござりますけれども、改めまして、武田総務大臣、二酸化炭素消火設備の事故の再発防止に向けた取組についてお伺いいたしました。

○武田国務大臣 昨年十二月以来、二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いでおりまして、その都度、各都道府県及び消防本部、事業者団体等に対し、安全対策の周知徹底を要請してまいりました。さらに、こうした状況を大変重く受け止め、先月二十八日に、改めて、全国の都道府県及び消防本部に対し、同設備を設置する全ての駐車場における安全管理体制を総点検し、注意喚起を行うよう要請をいたしました。

また、御指摘のとおり、御党からは、同設備の安全管理体制の総点検と実態把握、誤つて二酸化炭素が放出されない一層の安全対策などを内容とする重要な要請をいたしましたところであります。今月十一日には有識者検討会を開催し、実態把握とともに事故発生の要因の洗い出しを行つた上で、年内をめどに安全対策を取りまとめることと引き続き、関係省庁と連携して、しつかりと対応してまいりたいと考えております。

○國重委員 同じような痛ましい事故が繰り返し発生することのないよう、是非、再発防止策の徹底をよろしくお願いいたします。

全国の市区町村で、六十五歳以上の高齢者の新型コロナのワクチン接種、これがいよいよ本格的にスタートいたしました。電話やネットで予約をすることが基本になつておりますけれども、ネットに不慣れな高齢の方たちも多く、電話が殺到して回線がつながらず、各地で混乱が起きております。職員の方がネット予約のサポートをしている自治体もありますが、やはりこれから時代を見据えたときに、高齢者等の方々が身近な場所で、スマホの基本的な使い方、あるいはスマホを使った申請手続のやり方なんかを丁寧に学ぶことのでき

る環境づくり、これを強力に進めていく必要があると考えます。

このデジタル活用支援の取組、昨年度は全国十

か所で試験的な実証事業をやりました。今年度は講習会を約千か所に増やして実施するというふ

うに聞いております。大きな前進であります。ただ、自治体の数は全国で約千七百とということで、二月十六日の総務委員会では、私、武田総務大臣に、千か所以上に増やすべきなんじやないか、こういったことを御指摘をさせていただきました。

その際、大臣からは、徹底的にきめ細やかな体制を構築して、日本の中に分からず人を取り残さない、そして人に優しいデジタル時代が到来するようにしっかりと対応していく、このように力強く御答弁をいただきました。

この取組に関しては、強力に推進していくといふ力強いメッセージが必要だと思います。これも、改めまして、武田大臣、総務省において……（発言する者あり）今、今が大事だというお言葉もいただきました。

もちろん、六月から始まるということですの

で、これからも強力にやっていくことなん

です。だから、私が今言っているのは、今年度で

す。今年度、今、これからやるものに対して強力に進めていく必要があると思つております。

今年度、何か所でこのデジタル活用支援の取組を実施する予定なのか、また、今年ももちろんそ

うでありますけれども、その後も複数年かけて取り組む意向があるのか、お伺いいたします。

○武田国務大臣 行政手続のオンライン化など、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々とそうでない方々とのデジタル格差の解消が重要な政策課題となつております。

こうしたデジタル格差に対応し、誰もがデジタ

ル高齢者のデジタル活用を支援する講習会を全国で開催することとしております。

現在、本年度の事業実施計画の策定を進めてい

るところであります。講習会の実施箇所数につい

ては、先ほどの御指摘も踏まえ、当初予定して

いた千か所よりも増やしたい、このように考えて

おります。

また、来年度以降についても、五か年程度にわ

たる全体構想を策定し、実施箇所数や参加者数などの数値目標を設定することで、計画的に取り組みたいと考えております。

○國重委員 是非、強力な推進をよろしくお願いいたします。

コロナ禍の中、テレワークが進んでおります。

都市部のオフィスの賃料、これは高額でありますけれども、テレワークで出社率、出社数が減れば、オフィスの面積は小さくて済みます。賃料を抑えることができます。

テレワーク、在宅勤務の社員に通信費の手当を支給する企業は今増えつつありますが、社員が自分で支払ったネットなどの通信費をどこまで業務上の利用と認めて所得税の課税対象から外しているのか、こういった指摘があつたところであります。

そこで、本年一月、国税庁は、在宅勤務を行つた社員の通信費について、所得税上の取扱いのルールをまとめ、公表いたしました。非課税の対象は、実費支給型の手当で、一ヶ月分の通信費のうち、在宅勤務を行つた日数の分を計算し、さら

にその半分を業務用とみなして所得税の課税対象から外すこととされております。しかし、それでも、通信手当導入している企業の大半は、非課

税の恩恵がある実費支給型ではなく一律支給型にしています。これはなぜか。支給額の計算に手間取る、経費精算を基に手当を支給するのは従業員の数が多くて難しい、こういった理由が多く挙げられております。

そこで、新たな働き方に対応すべく、通勤手当

の実施が導入しやすい簡易な税制にすべきと考えます。そのためにも、関係省庁と連携し、テレ

ワークにおける通信費の実態を把握していく必要がありますと考えますが、御見解をお伺いいたしま

す。

○新谷副大臣 委員御指摘のように、従業員がテレワークを行つ際の通信費については、従業員が実際に支出した業務のための費用の実費弁済分であれば課税の対象とならない、そうなつてはいるところでございます。

この実費相当額の簡易な算出方法については、国税庁が本年一月にこのようなものを公表してございます。在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ。これにおきまして、例示として、テレワーク実施日数分の通信使用料の二分の一を支給する場合には、この部分は給与として課税をしないと示されています。

他方、簡単な方法を用いたとしても、やはりテレワークについては、全ての従業員が毎日行うわけではないということをございますし、また、月によって大きく変動もあることながら、正確性を期すために、従業員ごとのテレワーク実施日数を基に通信費の支給額を毎月計算する必要がある、こうなつてはいるのが事実でございます。

また、テレワークに関する手当を、委員おつしやるよう、多く、定額で支給されている企業もあるわけございますけれども、この手当を給与課税の対象外とするためには、実際は、これはやはり実費相当額による精算が必要となるところございまして、委員おつしやるよう、確かに現場の事務負担が大きくなるとの御指摘が当たるものではないか、そのように考えてございます。

総務省としましては、関係省庁としつかりと連携をしながら、企業等が実際に従業員等に支給する通信費等について、どうなつてはいるのか、これを実態調査を行つてまいりたい、そのように考えています。

○國重委員 是非よろしくお願ひします。

私、国税庁と様々やり取りをしておりまして、

実現ができるようにならなければ、それは総務省の方で何か監督していくことはあります。それは総務省の方で何か監督していくくといふんですか。

○武田国務大臣 少なくとも、委員御理解できると思います。監督権限がありませんから、そこを前提とした上で、あくまでも我々はサポートしている立場であります。

そうした中で、自治体から伺っている主な課題には、「ワクチンの具体的な供給のスケジュール、また、医療従事者の確保などがあり、これを厚労省と随時共有をいたしております。

また、自治体ごとのワクチンの割当の見通しとともに、休日や夜間ににおける接種単価の引上げなど、早期接種に向けた一層の措置が示されたりもしておるわけであって、とにかく、希望する方々が、全員が七月末を念頭に接種ができるように、今からもしっかりと連携して対処していきたと考えております。

○松尾委員 厚生労働省内にも新型コロナウイルスの対応のために自治体サポートチームというものが設置されているというふうに理解しているんですけども、この自治体サポートチームと今回つくられた支援対策本部の業務の切り分けというのはどうなっているんですか。

○大村政府参考人 お答えいたします。新型コロナワクチンにつきましては、国と地方の十分な連携協力の下、地域の実情に応じて適切に接種体制を構築する必要がございます。

そうした中、厚生労働省におきましては、都道府県や政令市から派遣をされましわゆるリーザンを中心とする自治体のサポートチームというものが御指摘のとおり設置をされまして、自治体の衛生主管部門と連携を密にしながら、問合せやワクチン流通関連の調査など、自治体向けの様々な支援を行つていてものと承知をしております。

一方、総務省におきましては、本部をつくりまして、全ての都道府県の副知事、政令市の副市長と総務省幹部職員との連絡体制を構築いたしました

とともに、全国の知事及び課題等を抱える市区町村長の皆様に対して、個別に具体的な働きかけ、御相談を行つております。

菅総理から大臣に対してこういった御指示があつたことを踏まえまして、総務省からは、厚労省自治体サポートチームに室長級の職員を常駐で派遣をいたしまして、厚労省との連携体制を一層強化をしているところでございます。その上で、厚労省が聞き取った自治体の直面する課題等を厚労省がフィードバックし、また、厚労省もそれを

施策化して自治体に流していく、そういう中で、自治体が直面する課題の解決に向けて、政府一丸となつて取り組んでまいりたいと考えております。

○松尾委員 余り自治体サポートチームとの業務の切り分けが、何か、説明になつてないような、なつてないような、というか、なつてないんじやないかと思つてはいるのですが。

自治体サポートチームの方からこれまで、今回、支援体制本部がやつていたような調査とか聞き取りとか、御用聞きと大臣はおっしゃつてしまつたけれども、そういう二一ツの吸い上げといふのは、当然、これまでも行つて、行つているべきだと考えますけれども、それは何が違うんですかね。自治体サポートチームも当然、二一ツのヒアリングはしていたわけですよね。

○大村政府参考人 お答えいたします。自治体サポートチームにおきましては、各都道府県からリーザンということを使いまして、一

府のいろいろな調査ですかと、それから、各都道府県からの御意向の把握ということはやつていただいております。

私は、各都道府県の総務部局を主に担当しておりますので、そういう中で、総務部局の皆さんですとか幹部の皆さんと連絡を取らせていましたが、くといふことが一点、それから、各市町村の市町村長の皆様と連絡を取らせていただけて、そういうことですとか幹部の皆さんと連絡を取らせていましたが、くといふことが一点、それから、各市町村の市町

そういう中で、相互にフィードバックをし、そして、それをまた施策化して自治体に流していく、こういうような役割分担であるというふうに考えております。すけれども。

○松尾委員 だんだん分からなくなつてくるんで考えております。

菅総理から聞くこと自体はないのかかもしれないんですけども、結局、各地方公共団体も非常にワクチン接種で業務が混乱している負担がかかっている。そして、多分、厚労省も、恐らく総務省内も、このコロナウイルスへの対応、いろいろな負荷がかかっていると思ってますので、きちんと業務を整理して、同じことが重複して行われるようなことがあると、当然、現場も、何度も何度も同じような問合せが来て、混乱してしまうので、そこは是非きれいに整理をして、どこが何をやつて、地方公共団体はどこに何を要望すれば話が進むのかというのを明確にしていただきたいというふうに思います。

それで、これまで支援本部が様々な調査、聞き取り等を行つてきたと思うんですけども、実際にそれは、厚労省に対してどのようなフィードバックがされて、どのような業務改善につながつているのか、教えてください。

○大村政府参考人 お答えいたします。私は、そういう形で本部もつくりまして、今、いろいろな聞き取り、働きかけ、課題の収集等をやつております。例えば、自治体の中から同いました、ワクチンの具体的な供給スケジュールですとか医療従事者の確保、こういった課題について、厚労省とも随時情報共有しております。

そういう中で、四月三十日には厚労省から、ワクチンの割当の見通しとともに、接種単価の引上げといった、早期の接種に向けた一層の措置が示された、こういったようなことがございました。

私は、各都道府県の総務部局を主に担当しておりますので、そういう中で、総務部局の皆さんですとか幹部の皆さんと連絡を取らせていましたが、くといふことが一点、それから、各市町村の市町

いといった様々な要望があると思うんですけれども、それらの要望、質問、疑問というのはこの総務省に設置されている支援本部に対して上げれば、政府内で共有されて物事が進んでいくというふうに理解をすればよろしいんですか。

○大村政府参考人 お答えいたします。

ただ、先ほど申しましたように、各都道府県ですとかそれから市町村長さんの意見、私ども、地方政府との業務の関係というのは極めていろいろ多岐にわたっておりますので、そういう中で、私どもが把握できることにつきましては十分に厚労省を始め政府内でフィードバックをし、生かしていきたいというふうに考えております。

○松尾委員 これまで地方公共団体から調査、ヒアリングを行つて、一番多くの要望があつたのは何でしたかといふのがあるんです。

私が聞く限りは、政府から下りてくる情報、ワクチンがいつ頃に何本ぐらい来るのか、いつまでに接種をするのかという情報が非常に小出しに出てきて、いつそれが来るのか分からない、それで、来たと思ったら急に打て打てと言われて、急に体制の構築なんかできないというふうな、情報がばらばらるのが一番困るというのが、非常に

当初から、初期の段階からずっと私は地方公共団体から聞いているんですけども。

そのように今おっしゃつたように多様なチャネル、それぞれの役割があるというふうにはおっしゃいますけれども、窓口が一本化されずに情報がばらばらぱらぱらと行つたり来たりするというのが、最も今混乱している大きな要因ではないかというふうに考えているのですが、そういうふた声というのは上がってきていないんでしようか。

○大村政府参考人 お答えいたします。

それはやはり、いろいろな声は出ていると思います。ただ、私どもとしてはできる限り、我々の

チャンネルで収集したものにつきましては的確に、厚生労働省が中心になりますが、そういうところにお伝えをしていくという中で、なるべく自治体の声をきちんと反映させていくということに、これからも、努力してまいりましたし、これからますます努力をしてまいりたいと思っております。

○松尾委員 先月、総務大臣より各地方公共団体に対して事務連絡というよつたメールが一齊に送信されたというふうに聞いております。このコロナウイルスのワクチンの接種体制の構築、接種を迅速に進めるということは、国民一人一人の命にも関わることであつて、非常に重要なものですから、そういう事務連絡みたいな形でやるのではなくて、通達という形で正式にきちんと整理をして行うべきだったのではないかと思うのですけれども、この事務連絡というものはどういった位置づけになるのでしょうか。

○大村政府参考人 事務連絡は基本的に、各自治体に対しまして、こういつた政府の取組があるということをお伝えしたり、その中で、必要に応じて、その中の自治体としてやつていただきべきことばついて的確に伝えるということです。まして、通知の中にもいろいろな形式がございましょうけれども、事務連絡というものは、かなりそういう意味では多様な範囲のものを扱っているということになると思います。

○松尾委員 分かりました。

あと、七月末までにコロナワクチンの接種を終わらせてほしいというような要請を政府から地方公共団体に行つてあるといふに理解しております。それに対して、先月の調査においては、約七百の地方公共団体のうち、終わると回答したのは千余りだといふに報道がされており、昨日の発表ですと、それが、千七百余りの地方公共団体から、一千四百九十一でしたつけ、そのぐらいに大幅にアップをしていて、アップすること自体は非常に望ましいことだといふに思う一方で、そんな短期間で大きく変わるのがなどといふで、

うな疑問もあるんですね。

なぜ、接種できる団体、接種できない団体、どのような属性で、どういつた地方公共団体だったのかがわざついて、できないかであつたりとか、なぜそれが変わつていつたのかというような分析というの

がもうされているんでしょうか。

○大村政府参考人 お答えいたします。

私はもといたしましては、こういつた政府の全體方針ということも踏まえまして、早期接種に向け自治体の支援に努めてきたところでございま

すが、こうした中、今御指摘いたいた調査結果につきましては、昨日公表いたしましたが、あくまで現時点での見込みの数値ではござりますけれども、多くの市区町村において、現時点においては、その内容につきましては、今後よくまた

私ども、厚生労働省とも連携して伺つてまいります。できる限りの計画の前倒しに努めていたいた結果であると思つております。

ただ、その内容につきましては、今後よくまた私ども、厚生労働省とも連携して伺つてまいります。できる限りの計画の前倒しに努めていたいた結果であると思つております。

○松尾委員 お答えいたします。

自治体からの回答の中で、今、接種体制の構築に当たりまして、御指摘をいたしましたよう

に当たつて、御指摘をいたしましたような、オリンピックが開催されることにより関連の自治体に何らかの余計な業務負担がかかつてゐるというような具体的な課題につきましては、私どもは承知をいたしております。

○松尾委員 それも、言い出したくても言えないといった本音も出てくるかもしれないし、ちよつと私、その質問の内容を見ていないので分からぬんですけれども、回答の、聞き方によつてはそういつた本音も出てくるかもしれないし、で、是非そこは注意を持って聞いてもらいたいな

○武田国務大臣 コロナ対策に対しましては政府一丸となつて臨んでまいる、この方向性を明確に示しておるところであります。

○松尾委員 余りお答えにはなつてないのが非常に残念ではありますが、オリンピック・パラリンピックとワクチン接種、二者択一の問題ではないといふに私はもちろん思つてはいる一方で、今、コロナウイルスの対応、一丸となつて行動するのであれば、やはりワクチン接種最優先で取り組んでいくべきというのが当然あり得べしだといふふうに考えておりますので、是非、今私が申し上げたことも政府内で共有していただければよい

ふうに思います。

そこで、ちよつと大臣にお伺いしたいんですけど、オリンピック・パラリンピックについて、その開催の是非について判断する立場において、その開催の是非について判断する立場においては、当然分かつてはいる上でお伺いをしますけれども、オリンピック・パラリンピックについて、やはり今この日本のコロナの状況を踏まえ、やはり今この日本のコロナの状況を踏まえると、非常に開催は難しいのではないかといふふうに私は個人的には考えております。

政府の中において、閣内でも様々な立場の方がいらっしゃると思いますし、五輪担当大臣がオリンピック・パラリンピックを推進するのは当然、当たり前だといふに思う一方で、逆に、総務大臣として、地方公共団体の事務等を所管する大臣としては、今後、コロナの支援対策本部に対し、オリンピック・パラリンピックを開催するこれがコロナワクチンの接種に対して非常な負担になつてくる、足かせになつてくるといふふうに考えております。

○武田国務大臣 所管外、仮定ではありますけれども、政府内での議論、検討材料としては、様々な材料を総合的に検討した上で判断するべき事項であつて、それは、それぞれの所管の大臣が、自分の持ち場におけるオリンピック・パラリンピックの影響というものは、政府内、閣議に對して上げていくのが当然あるべき姿だと思います。

○松尾委員 所管外、仮定ではありますけれども、政府内での議論、検討材料としては、様々な材料を総合的に検討した上で判断するべき事項であつて、それは、それぞれの所管の大

公共団体によるデジタル技術活用状況について、政府としては今どのように実態把握をしたりしているのでしょうか。

○大村政府参考人 お答えいたします。

新型コロナウイルスの感染症の対応に際しまして、総務省におきましては、先ほども申しましたとおり、各都道府県・指定都市の幹部と総務省職員との連絡体制を構築いたしておりまして、そういった中で、デジタル技術の活用も含めた現場の取組の状況や課題を聞き取りまして、効果的な取組事例につきましては自治体に対して情報提供もしているところでございます。

例えば、県内市町村共通のワクチン接種予約システムの導入ですか、これは岡山県ですが、健康観察のオンライン化、これは大阪府等ですが、それからテレワークの導入、これは今各自治体やつておりますが、例えば広島市なんかはなかなか先進的にやっていただいておりました。こういったような事例があると承知をいたしております。

このようなデジタル技術の活用方法も含めまして、新型コロナウイルスの感染症の対応に関しまず自治体における効果的な取組事例につきましては、今後また情報提供してまいりたいと考えております。

○松尾委員 今、様々な取組を把握されていることは大変望ましいと思います。
それに加えて、各地方公共団体が民間と協力をして、民間の技術を取り入れて行っているような施策というのも各地で行われている、というふうに承知をしております。例えば、小さい自治体であればやりやすいんですけれども、沖縄県の竹富島、ここにおいては、入島する方、原則として全ての方に対して、スマホのアプリで健康観察をしてくださいねというふうにお願いをして、それでクラスターの発生を防止しているといったような事例もございます。

こういった民間の技術を取り入れた、民間と協力してやっているような、そういった地方公共団

体の施策というのについても把握というものはされているんでしょうか。

○大村政府参考人 今、竹富島の話は詳しくは存じませんでしたけれども、先ほど申しました、例

えば健康観察のオンライン化、大阪府の事例ですけれども、こういったようなものは、例えば、か

なり初期の頃でございますけれども、自宅療養をされている皆様ですかとホテルで療養をされていられる皆様、こういった方にについて、まさにスマホのIT技術、こういったものを使いましてなるべく把握をして、それを関係者に情報共有しようとしているところだと思いますので、そこ

うようなことの取組だったと思いまして、そ

れでありますし、そういうものも自治体を通じて把握ができますと、我々も、全国の地方公共団体に提供していくこと、そういうことは、これからも、してまいりましたし、今後もしてまいりたいと思つております。

○松尾委員 コロナウイルスの対応については、もう本当に、大臣もおっしゃったとおり、政府一

丸となつて、もつと言えは國中一丸となつて取り組んでいかなければいけないことだというふうにもちろん私も思つております。

○高木(鍊)委員 これは依頼じゃないと思いますよ、中身を見ると、強制していると思いますよ。いつまでに出せと書いています。

○武田国務大臣 まず最初に、基本的なことでありますので、通告しておりませんが、大臣から答弁をいただきました。

○高木(鍊)委員 いとと思います。

○武田国務大臣 総務省を始めとする中央政府と地方公共団体といふのは、上下関係ではなく、主従関係でもなく、対等の関係ということ、そういう認識であります

いとします。

○高木(鍊)委員 いわゆる総務大臣メールといふのは、自治体の様々な先進事例について全国に周知することなどを目的として、総務大臣から直接、都道府県知事、市区町村長宛てにメールを送付しているというものです

ます。

○大村政府参考人 お答えいたします。

○高木(鍊)委員 総務大臣メールにつきましては、総務省の取組につきまして大臣としての考え方をお伝えする、あるいは、自治体の様々な先進事例について全国に周知することなどを目的として、総務大臣から直接、都道府県知事、市区町村長宛てにメールを送付しているというものです

ます。

○大村政府参考人 お答えいたします。

○高木(鍊)委員 この総務大臣メールというのは、事務連絡ですか、通知、通達ですか、地方自治法における技術的な助言ですか。どれに当たはりますか。

○武田国務大臣 お答えいたします。

○高木(鍊)委員 お答えいたします。

○高木(鍊)委員 お答えいたしました。

○高木(鍊)委員 御協力の御期待をお願いするとお答えましたか。その最後の方だけ、ちょっともう一回言つてもらえますか。前段はいいです。御

協力の御期待をしているメールですか。もう一回

お願意します。

○大村政府参考人 お答えをいたします。

申しましたのは、総務省としての取組内容と

も、政府の方針ですか、御協力をしていると

いう、こういった私どものお願いをメールという

うような民間の技術といふものは十分取り入れられておりますし、そういうものも自治体を通じて把握ができますと、我々も、全国の地方公共団体に提供していくこと、そういうことは、これからも、してまいりましたし、今後もしてまいりたいと思つております。

○松尾委員 コロナウイルスの対応については、もう本当に、大臣もおっしゃったとおり、政府一丸となつて、もつと言えは國中一丸となつて取り組んでいかなければいけないことだというふうにもちろん私も思つております。

○大村政府参考人 お答えいたしました。

○高木(鍊)委員 令和三年、今年の四月三十日、総務省地域力創造グループ地域政策課が厚生労働省健康局健康課予防接種室との連名で各都道府県総務部及び衛生主管部宛てに発出された、新型コロナワクチンの高齢者向けの接種のための管内市町村の支援等についてという文書がありますが、これは何ですか。

○大村政府参考人 お答えいたしました。

○高木(鍊)委員 お答えいたしました。

○高木(鍊)委員

形でお伝えをするために、今回、このメールを発

出するということにしたものです。

○高木(鍊)委員 お願いをメールで行うということ

とを今答弁されましたね。

振り返つてみますと、そもそもこの総務大臣

メールなるものの第一号は、二〇一九年、平成三

十一年一月二十五日、石田大臣時代に発刊されま

した。タイトルが「[Society5.0の時代の地方」発刊

に当たつて」というメールでありまして、メール

の結びには、「導入可能な革新的技術の導入を検

討するきっかけとして頂きたいとの思いで、この

メールマガジンを発行することとしました。」

先ほど大村審議官がおつしやったとおり、先進

的な事例紹介だと。その限りにおいては理解しま

す。今申し上げたとおり、明確に趣旨が書いてあ

ります。テーマも限定です。

そして、その後、高市大臣に替わりまして、令

和元年十二月二十六日、高市大臣としての第一号

となる総務大臣メールがあります。これも、総務

省の取組や全国の様々な先進事例について都道府

県知事、市区町村長の先生方に御紹介させていた

だきたく、この度、総務大臣メールを始めること

といたしましたとあります。紹介という趣旨です

ね。

石田大臣時代も全部見ましたが、全部紹介で

す。高市大臣時代も、今申し上げたとおり、紹介

します。紹介します。

昨年の四月二十二日、高市大臣メール第七号、

特別定額給付金に係る事前準備。そして、四月二

十四日、次の次の日ですね。総務大臣メール第八

号、特別定額給付金申請書二種について。この二

つ、七号、八号、どう読んでも、明らかに紹介

じやないんですよ。おつしやつたとおり、お願い

に変わっているんですよ。そもそも紹介、先進的

事例で始まつたこの総務大臣メールが、コロナ感

染が拡大の様相を示して以降変わつたんですね、そ

内容が、変質したんです。

この中身を変える、趣旨を変えるということによ

り、省内で、あるいはグループ内でのように協

議されましたか。

○大村政府参考人 お答えいたします。

今回のような、例えば総務大臣から首長の皆様

の今までの御苦労に対するねぎらいや、お願いと

いう趣旨も含めてですが、激励をお伝えする電子

的書簡、こういったものは、メールですから電子

的書簡なのでございますが、元々私ども、総務大

臣書簡という形で、様々な情報提供等を踏まえ

て、また、いろいろな御趣旨をお伝えする、お願

いも含めてやっていくということはしてきておりま

す。今改めてお伝えするというふうに考えておりま

す。

○高木(鍊)委員 総務大臣書簡も知っています。

先進的事例の紹介、全国の都道府県知事、市区町

村の皆さんに紹介するという趣旨も理解します。

私が今聞いたのは、その趣旨が変わっています。

ねと。どこでどう変えたんですか、そのときの協

議はどのように行われたか、それを知りたいんで

す。いかがですか。

○大村政府参考人 今、コロナ禍でございまし

て、日本全体が未曾有の危機でござります。そ

ういう中で、できるだけ素早く、私ども政府の取組

ですとか、地方自治体に對して、お取組をしてい

ただければ、ということを含め、そういうつなぎら

いや激励という趣旨も含めて、とにかくできるだ

け早くお伝えするということが必要でございま

す。

ですから、電子的なツール、様々なツールを的

確に使いまして、なるべく地方自治体と連携協力

を図つていく、こういう趣旨の中から、今回、私

どもその本部をつくておりますが、政府全体

で取り組んでおりますので、私どもがこういった

電子的メールを使わせていただくというのは、そ

ういう趣旨がござります。

○高木(鍊)委員 改めて聞きますけれども、法的

根拠はですか。

○大村政府参考人 私どもの、総務省が持つてお

ります、地方自治体との連絡調整を円滑に図ると

いう、総務省設置法の趣旨に基づくものでござい

ます。

○高木(鍊)委員 連絡調整でしょう。先ほども申

し上げましたけれども、中身を読んだらほぼ命令

じやないです。提出せよと書いているんです

よ。

先ほど紹介しました高市大臣の昨年四月二十二

日の七号メール、これは特別定額給付金を早く準

備しろという中身ですよ。八号、四月二十四日發

出は、特別定額給付金申請書について適切にやれ

よという中身ですよ。全然連絡調整じゃないじ

ないです。こんなメールでいろいろなことが都

道府県知事に、各市町村長に、お願いという言葉

で何か丁寧な言い方をされていますけれども、で

きるようになつたら何でもできるじゃないですか。

法的根拠はないじゃないですか。

しかも、先ほどから、府内でのような議論を

しましたか、協議をしましたかと聞いている理由

は、新型コロナウイルス感染症は、公文書におけ

る、行政文書ガイドラインにおける歴史的緊急事

態で、全て残さなきやいけないことになつている

んじゃないですか。記録は残つていますか、大村

審議官。

○大村政府参考人 お答えいたします。

事務連絡につきましては、これは厚生労働省と

ともに協議をいたしました、そして文書として出

させていただいております。これは、先ほど申し

ました調査についての協力の依頼をした、呼びか

けをしたというものでございまして、大臣メール

は、あくまでこれは、政府の方針についてお知ら

せをし、そして一部お願いということもございま

すが、激励をするといった趣旨でござります。

このメールと事務連絡とはまた違いますので、

このメールにつきましては、そういう意味では大

臣からのお手紙でござりますので、それにつきま

しては、総務大臣と十分に相談をして進めてま

ったということです。

○高木(鍊)委員 意識的に、私が混同しているよ

うな答弁をなさいましたけれども、私は明確に分

けています。事務連絡について申し上げております。

○武田国務大臣 書くというのは、私が書いたか

ということですか。

当然、これは、総理大臣の方向性が示されま

した。我々は、平素から様々な、各地域の自治体の

皆さん方といろいろな連絡を取り合つてているわけ

でありますけれども、総理が明確な方向性を示さ

れたということに評価をしていただいている自治

体も多数ござります。そして、そのことを皆さん

方に改めてお願ひすることによってこれを徹底し

たものにしていくべきではないか、ついては、大

臣の方から改めて全ての自治体の方にお願いして

いただけぬかという声もたくさん寄せられたわけ

であります。

先ほど、設置法に基づく事務連絡、これが所掌

事務と言いましたけれども、こうした、改めて明

確な方向性が示されたことについての御説明をす

る。そして、今まで、今日までも、いろいろな難

しい環境の中に一生懸命取り組んできた首長の

方々に、やはり我々としては少しはねぎらいの言

葉もかけていかなくてはなりません。そして、今

から、日々、この接種を希望するお年寄りが増えている中で、七月の末までに、希望する方々に、全ての方々に二回接種をして、とにかくこれを実現するために頑張つていかなくてはならない。政府一丸となつて取り組むというのは、これは大前提でありますけれども、地方自治が、医療機関が、政府がというか、これは国民全員で取り組んでいかなくてはならない問題だと私は考えているんです。

昨日よりか今日、今日よりもあした、一人でも多くの方々にこのワクチンの接種を受けていただきたいの気持ちを込めて、このメールを差し出させていただいた次第であります。

国民の皆さんの期待が高まつております、ある意味、わらをもすがる思いでワクチンを打ちたい、自分の命を守るために早く打ちたいという国民の思いに応えなければいけないという〇高木(鍊)委員が、政府、総務大臣のお気持ちを理解します。できるだけ早くそういう体制をつくって、できるだけ早く希望建設する方々に接種していただけるように日々努力するという趣旨も分かります。

あわせて、先ほどおっしゃられた総務大臣メールの趣旨の、ねぎらいの言葉をかけたいということをおっしゃった、今答弁されたその前段の話は、それこそこれまでの流れと同じように、厚労省のワクチンを担当している部署と自治体のワクチンを担当している部署間で、それこそ事務連絡等々でやり取りすればいい話であるし、わざわざ総務大臣メールというものでお願いをする必要は私全くないと思いますし、先ほど来触れていましたとおり、そもそも法的根拠のない、歴史的には書簡、紹介であり、考え方を示す内容のものであつて、それが書簡、紙から電子に変わつただけであります。これが書簡、紙から電子に変わつただけであつて、それに潜り込ませて、七月末を念頭に御

尽力を頼むね。

そもそも大臣が今答弁した内容であれば、大臣自ら、昨年の十一月十三日に書かれてある第一号の、まさに決意表明であり、皆さんのサポートをしていきますよという内容であり、このレベルで組んでいかなくてはならない問題だと私は考えているんです。

四月二十三日に武田大臣が出た総務大臣第四号メールを受けて、関西地方のある市長さんが、記者会見で言いながら、地方自治体にはきちんと届いたワクチン供給のスケジュールを示していない、うちは当初、国の発表に従つて、三月中旬に高齢者へのワクチン接種が始まるとして広報誌に書いたが、四月まで始まらなかつた、国の言うとおりに市民に伝えたら、当該市がうそつきになつた、ほ

う、あたかも、まるで命令した、強制したというふうに聞こえます。ところは大事なところなんです。

我々は、地方自治体と、全ての地方自治体と一体となつてやつていただきたい。

そして、先ほど、混乱が生じたと。確かにいろいろなところで混乱が生じた事案も私らは承つております。であるからこそ我々は、それぞれの自治体がどういう問題がどういう状況によって起

こつたのかということをしっかりと検証して、それを一緒に解決するために我々がどういうことをすればいいかということを謙虚に伺つておるんです。その実態をどうか御理解した上で、そうした

質問をしていただきたいと思います。

全くそのとおりだと思いますよ。いや、むしろ、こんな総務大臣メール第四号など出すのではなくて、このような御意見を、四月二十三日前に

はさんざん大臣もそれこそ丁寧に自治体から様々

な意見を聞いていたでしょうから、それをもじろうとする側であつて、自治体側に重心はあるべきであつて、何をお願いしているんですか。半ばこれか。

繰り返しますが、かつてあつた総務大臣メール

の趣旨、先進事例の紹介、決意表明は理解しま

す。その限りにおいては理解します。しかし、このような、武田総務大臣におかれましては第四号に書かれているような内容は到底看過できませんので、この第四号メール、撤回してはいかがですか。どうですか。

○武田國務大臣 今、関西の首長さんのお話を賜りました。これは正面から真摯に受け止めたいと思いますが、しかしながら、それが全ての声ではないんです、委員。(発言する者あり)ないんです。我々は、千七百四十一、様々な首長さんと直接お話をさせていただいているんです。

先ほど委員はあたかも、命令調の口調でこうしろどうしようとこれを書いているじゃないですかと。我々は、丁寧語、しっかりと日本語も気を使いながら文章をやっているんです。そういうふう、あたかも、まるで命令した、強制したというふうに聞こえます。ところは大事なところなんです。

我々は、地方自治体と、全ての地方自治体と一体となつてやつていただきたい。

そこで、公文書という意味で、残りの時間で二つ聞きます。接待問題です。

検証委員会と百四十四名の調査の話を、いえ、接待問題はしません、もう時間もないでの外資規制にします。済みません。

本年三月二十六日に、株式会社東北メディアサービスに対し、ザ・シネマ4Kに係る認定を五月一日付で取消処分を行いました。この認定取消につきましては、省内での説明資料や認定取消の実施等に関する決裁文書がござります。

○吉田政府参考人 お答えをいたします。

本年三月二十六日に、株式会社東北メディアサービスに対し、ザ・シネマ4Kに係る認定を五月一日付で取消処分を行いました。この認定取消につきましては、省内での説明資料や認定取消の実施等に関する決裁文書がござります。

○高木(鍊)委員 決裁文書ではなかったと思いますよ。府内での協議の意思決定プロセスを記した文書も残つていらないというふうにレクで伺つていますよ。お伺い文書は見ました。

つまり、二〇一四年の第一回、第二回の面談記録も残つていらない。当時は甘かつたという答弁が何度もされていますが、今だつてそうなんですよ。きちんと意思決定プロセス、公文書管理法で明確に書かれている、法律違反と思われるようなことを今までおやつておるんですよ。こういうことで、先ほど大臣が検証するとかと言つてしまつたけれども、できるはずがないじゃないですか。

<p>か。 ぐれぐれも、再度申し上げておきますけれども、歴史的緊急事態なので、コロナ関連の意思決定プロセスは法にのつとつて、ガイドラインのつとつて全て残しておくことをお願いして、私の質問を終わります。</p> <p>○石田委員長 次に、松田功君。</p> <p>○松田委員 立憲民主党・無所属の松田功でございます。 早速、質問に入らせていただきたいと思います。</p> <p>先ほど来、我が党の議員からもメールのことで質問をさせていただいておりますが、私も、地方自治体議員、町会議員をして、一般市の市会議員をして、国会議員をさせていただいております。 地方自治体としたら本当に混乱をしていることは、心配をしていることはもうみんな分かっている状況であります。 そんな中で、前倒しで接種を行うことで混乱をしている中、このようなメールが送られたということは、自治体は出向者が多く、そのつてを使って、現場の抱える問題を吸い上げて解決を図っていると伺っております。</p> <p>課題や要望などは、先ほど松尾議員の方からの質問もありましたと思いますが、解決が図られている部分というものはどういうものであるのか。また、全ての自治体に対してもコンタクトを取られているということでありますでしょうか。</p> <p>○大村政府参考人 お答えいたします。</p> <p>課題につきましては様々ございます。典型的には、ワクチンの具体的な供給スケジュール、こういったものもござりますけれども、これにつきましては、私どもも情報共有体制を通じまして、隨時、地方自治体から様々な声を伺ております。 そういったことの中でも、四月三十日には、厚労省から、ワクチンの具体的な供給、六月末までの供給についての見通しが示されたわけがございます。 例えばこういったような、もちろん</p>	<p>ん、厚労省さんもいろいろな事例を聞く中でのことだと思いますが、こういった取組もございます。 そして、我々としては、當時全てというわけについて質問されて、大臣の思いもあると思います。 ただ幅広くお話を伺うということを、連絡を取るといふことをさせていただいているところです。</p> <p>○松田委員 大臣、先ほどからこのことについて質問されて、大臣の思いもあると思います。 ただ幅広くお話を伺うということを、連絡を取るといふことをさせていただいているところです。</p> <p>大臣、地方自治体の全ての代表として、菅総理や田村厚労大臣に、現場が非常に混乱していると。 私も、このメールを送ることでまた更に混乱をさせるというような感じで、もつと地方自治体を信頼していただけ、もしいろいろな要望があつて、仮に臨職を雇うにしても、自治体は本当に面接をしたりとか、また、いろいろな他の業務があつて大変なんですね。 そういう状況を含め、またさらに、夏に向けては災害が起きています。 台風や、また地震もあるかもしれません。 そういうことで、本当に自治体というのは今大変な状況であるということで、その現場の声を直接、菅総理や田村厚労大臣の方にお話はされたことはございますでしょうか。</p>
<p>○武田国務大臣 全ての自治体の、つまびらかにという形ではないにせよ、様々な声についてお伝えしておりますし、また、総理御自身の方も、自治体の方から様々な御意見というのを直接お聞きになつておられると承知しております。</p> <p>○松田委員 本当に、地方へ行けば、小さい市町村も含めて、大変な混乱、また、ワクチンの数が、本当に二回目がきちんと来るのかどうか、そういうふたことも心配をしているという声はお聞きになつてていると思います。 その意味で、大臣から本当に強く総理の方に言つていただく、感情が若干むき出しになつてもいいぐらい、是非言つていただきたいというふうに思います。</p> <p>○松田委員 本当に、地元へ行けば、小さい市町村も含めて、大変な混乱、また、ワクチンの数が、本当に二回目がきちんと来るのかどうか、そういうふたことも心配をしているという声はお聞きになつてていると思います。 その意味で、大臣から本当に強く総理の方に言つていただく、感情が若干むき出しになつてもいいぐらい、是非言つていただきたいというふうに思います。</p>	<p>○武田国務大臣 自治体支援については、私から強烈に総理の方に要望を提出するのではなくて、むしろ、総理の方から強烈に我々は指示を受けているぐらいです。 とにかく全ての市区町村の支援を徹底してやるようについてのことは、総理の方からまさに厳しく我々は命を受けているのが実情でございます。</p> <p>○松田委員 大臣、逆に、自治体側の気持ちを強くといふことを僕は言つているんです。 もう一度お願いします。</p> <p>○武田国務大臣 当然のことだと思つております。 日々、直接いろいろな意見を伺つて、しつかりとした形でお伝えをしてまいりたい、このように考えております。</p> <p>○松田委員 このメールを送られる形も含めてですが、速やかな接種について、総務大臣として、これについての新たな予算をつけるとか、いろいろなことをまた、自治体が本当に円滑に進めるような体制の状況をつくるのは予算取りになつていいと存じますので、是非その辺をまた御検討していただきたいと思います。</p> <p>それでは、次の質問に移らせていただきたいと思います。</p> <p>○松田委員 オリンピック開催に向けての問題点の一つであるということでありますので、是非その辺を受け止めたいと思います。</p> <p>先月二十一日、プロ賛法が成立をいたしました。 一歩前進したとは思いますが、裁判手続のコスト及び期間を縮減することにより、被害者の救済に一役買う発信者情報の開示がしやすくなるということで有害情報発信の抑制効果を狙う、これも重要なことだと思いますが、インターネット上のハイストリーピーチは不特定多数を対象としているため、個人の人権侵害とは捉えにくく、損害賠償請求の対象とならず、民法上の不法行為を問うのが難しいとされています。</p> <p>また、誹謗中傷に限定すると、部落差別、在日コリアン、女性差別などの人権侵犯事案は含まれず、確信的な者は削除要請に応じないため、依然、違法・有害情報は放置されたままとなつていています。</p> <p>池江璃花子選手への五輪辞退を求めた投稿についてお伺いします。</p> <p>今回、このようなコロナ禍においてオリンピックを開催すべきか、多くの国民が疑問に思つていらっしゃることは世論調査でも出ております。 しかしながら、国民の安全を担保する具体的な対策を政府が示さないため、池江選手を使ってオリンピックを中止を求めるというのが今回の動きだったと考えます。</p> <p>本来であれば国や東京都、組織委員会が受け止めねべきことを、池江選手が代わりに被害に遭つたわけです。 弱冠二十歳の選手がこのような声を一身に受け止めるとはどれだけ負担が大きいことか。 木村花さんのことがあってまだ年もたたないのに、このようなことが起ころのがインター</p>
<p>ネットです。</p> <p>総務大臣としてはどのようにお考えになられるのか、お聞かせください。</p> <p>○武田国務大臣 池江選手、本当に国民に感動を与えていただきました。 本当に頑張つていただきたいと思います。</p> <p>個別の投稿についてのコメントについては差し控えさせていただきたいと存じます。</p> <p>もつとも、一般論として、匿名の形で、特定の方に對し、意見や主張に同意するよう強要するよくなことは断じてあつてはならない、このように考えております。</p> <p>それでは、次の質問に移ります。</p> <p>○松田委員 オリンピック開催に向けての問題点の一つであるということでありますので、是非その辺を受け止めたいと思います。</p> <p>先月二十一日、プロ賛法が成立をいたしました。 一歩前進したとは思いますが、裁判手続のコスト及び期間を縮減することにより、被害者の救済に一役買う発信者情報の開示がしやすくなるということで有害情報発信の抑制効果を狙う、これも重要なことだと思いますが、インターネット上のハイストリーピーチは不特定多数を対象としているため、個人の人権侵害とは捉えにくく、損害賠償請求の対象とならず、民法上の不法行為を問うのが難しいとされています。</p> <p>また、誹謗中傷に限定すると、部落差別、在日コリアン、女性差別などの人権侵犯事案は含まれず、確信的な者は削除要請に応じないため、依然、違法・有害情報は放置されたままとなつていています。</p> <p>令和二年六月に法務省の人権擁護局がまとめられた、部落差別の実態に係る調査結果報告書を読みました。 その中に、部落差別関連のウェブページについて内容類型の調査結果があり、「識別情報の摘示と不特定者に対する誹謗中傷がそれぞれ百十一ページ、百十三ページであるのに対し、特定個人に対する誹謗中傷は二十九ページと比較的小数にとどまつた」とあり、ネット上では、特定の個人ではなく不特定多数を狙つたものが多いこ</p>	

とが調査で分かりました。また、識別情報の摘示に該当するウェブページは、特定のウェブサイトに集中している傾向が認められる、五割近くが三つのウェブサイトに掲載されているとも書かれておりました。

また、今年三月十七日の衆議院法務委員会で、自民党の宮崎議員の、同和問題に関する書き込みの削除がどの程度行われているかという質問に対し、削除要請件数は増加傾向にあり、削除が確認された割合にも変化はないと回答されておりま

す。今回の調査結果にも表れているように、識別情報の摘示や誹謗中傷が集中している三つのウェブサイトへの削除要請が通れば、単純に考えれば被害者は半分に減らすことができるわけです。もちろん、簡単なことと考えていいわけではありませんが、この調査結果と削除が進まない現状についてのお考えをお聞かせください。

○山内政府参考人 議員御指摘のとおり、この調査結果報告書によりますと、インターネット上の識別情報の摘示につきましては、特定のウェブサイトに集中している傾向が見られております。いまだに根強い部落差別が存在しているものだと認識しております。

こうした識別情報の摘示につきましては、法務省の人権擁護機関といたしましては、もうそれ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであります、原則として削除要請などを実施しております。この点も、委員御指摘のとおりでございまして、必ずしも削除が進んでいないという現状がございます。

法務省といたしましては、この識別情報の摘示が部落差別に直結する情報でありまして、速やかに削除されるべきものであるという認識を事業者との間で共有できるように、協議、意見を続けるなどしまして、粘り強く取り組んでまいりたいと思つております。

○竹内政府参考人 お答えいたします。
総務省では、法務省や事業者とともに、インターネット上のHuman Rights Information Reportに係る実務者検討会を継続的に開催をいたしております。

同検討会におきましては、お尋ねのありました同和問題に関する識別情報の摘示事案が議題に上つたことがあるというふうに承知をしておりました。

○松田委員 この識別情報の摘示は違法・有害情報となると法務省が判断しているということについて、どのような意見がございましたでしょうか。

○竹内政府参考人 お答えいたします。

本実務者検討会におきましては、事業者との間で自由闊達な議論を行うという観点から、議論の内容につきましては原則非公開という扱いとさせていただいておりますので、この会合における意見、内容についての回答は差し控えさせていただきます。

○松田委員 本日お配りした配付資料、平成三十年十二月二十七日、法務省人権擁護局が出された依命通知ですが、二ページ目に赤線を引かせていただきましたが、一番下の段落に、「特定の地域が同和地区である、又はあつたと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であつたか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり「飛ばし」ます、いま一度確認させていただきますが、平成三十年十二月二十七日に法務省が出された依命通知は遵守されるべきものとお考えなのか、お答えください。法務省と総務省、よろしくお願ひします。

○山内政府参考人 委員御指摘の平成三十年十二月二十七日付依命通知、法務省が出したものでございますが、識別情報の摘示の事案につきましては、その目的のいかんを問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであります。この通知の考え方の下に、対象とすべきものであるとするものでござりますが、法務省は、識別情報の摘示の削除の要請を行って、「削除要請等の措置の対象とすべきである」と書かれております。

また、もう一つ配付させていただきました資料は、通信関連業界四団体が、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説の改定について発表されたものです。

三ページ目に赤線を引かせていただきましたが、「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと何かにかかわらず」と、学術研究などの正当な目的以外は削除要請の対象と判断しておりますが、業界団体の解説には、「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で」と、目的いかんを問うております。ここに一つ大きな違いがあります。

そこで、先ほど、非公開の実務者検討会でのお話を聞きたかったわけです。そこに参加している格闘家、ツイッター、フェイスブック、ヤフー、LINEなどの大手事業者や業界団体は、法務省人権擁護局が出した依命通知をもつて識別情報の摘示は違法・有害であると日本政府は判断していることは理解しているはずです。しかし、どうも理解されていない事件がございました。それについては、次に質問いたします。

まず、いま一度確認させていただきますが、平成三十年十二月二十七日に法務省が出された依命通知は遵守されるべきものとお考えなのか、お答えください。法務省と総務省、よろしくお願ひします。

これは、総務省と法務省が共に行っている実務者検討会での意見交換が全く生かされていないということにならないでしょうか。

平成三十一年三月二十六日の法務委員会において、識別情報の摘示事案について質問をさせていただきました。当時、総務省総合通信基盤局電気通信事業部長は、東北新社の件で一躍有名になりました秋本さんでしたが、秋本さんは、違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の策定、改定作業に主管省庁としてオブザーバー参加し、支援しておりますと述べられ、モチル条項を踏まえ、約款などに基づき適切な対応を取るよう促していると答弁されました。

しかし、さきに述べた大手プロバイダーは、約款に基づいた行動を取っていない、若しくは、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的ではない識別情報の摘示事案だと判断したと考えられます。すると、法務省の依命通知での判断、同和地区に関する識別情報の摘示は、目的のいかんを問わず、人権擁護上許容し得ないという考え方と差異が生じています。

このように裁判を起こす事態になつたということは、法務省、総務省が違法・有害情報と認識している問題について大手通信事業者は無視したということになると思いますが、この件について大臣より御意見が伺えればと思います。

○武田国務大臣 個別の訴訟案件についてはお答えすることは差し控えたいと存じますが、一般論として、インターネット上の差別や差別を助長する内容の書き込みは、人格や尊厳を傷つけるものであり、断じて許されるものではないと考えております。こうした違法・有害情報につきましては、事業者において、削除を含めた適切な対応を行ふことが求められると考えております。

○松田委員 この問題は、非常に難しいとは分かつております。表現の自由は守られるべきですが、部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法などが形骸化してしまつてはなりません。

先日、フェイスブック監督委員会は一月七日にトランプ大統領のアカウントをフェイスブックとインスタグラムで凍結したフェイスブックの判断を支持すると発表しましたというBBCのネットニュースを見ました。フェイスブック監督委員会とは、ザッカーバーグ氏が設置し、費用はフェイスブックが負担しておりますが、第三者機関として、ジャーナリストや人権活動家、弁護士、学識者で構成され、機能しているそうです。

そのほかの記事には、ユーチューブは現実世界の暴力の脅威が収まればトランプ氏のアカウントを復活させる方針で、無期限凍結としているフェイスブックとはSNS事業者の中対応が違つておられます。

そこで、我が国ですが、現在、表現の自由か人権侵害かの判断はプロバイダー任せになつております。ヘイトスピーチを約款として禁止しているプロバイダーも多いものの、実際には対応し切れてしません。現状、投稿の削除要請をした場合、すぐに応じてくれるプロバイダーもあれば、

裁判手続を必要とするプロバイダーもあります。インターネット上、どこで人権侵害があつたかで差が出るのは、被害者からすればおかしな話です。

表現の自由と人権侵害の線引きがプロバイダー任せになつていて、大臣の御見解をお伺いします。

○武田国務大臣 インターネット上の違法・有害情報に関しましては、被害者救済と表現の自由とのバランスに配慮しつつ、事業者における円滑な対応が促進されるような環境整備を行つてまいります。

具体的には、プロバイダー責任制限法を中心とした制度整備を行つ一方で、個別の違法・有害情報への対応に関しては、事業者団体や個別の事業者による自主的な取組が行われており、総務省はそれらの取組の支援を行つております。

事業者の自主的な取組につきましては、全てを事業者任せにするのではなく、総務省の有識者会議において取組の効果検証を行うこととしておられます。

○松田委員 総務省が事業団体と今までのよう意見交換を進め、約款作成、改定を支援されることは必要ですが、やはり線引きがプロバイダー任せのままでは、投稿者、プロバイダーにとってのリスクが収まればトランプ氏のアカウントを復活させる方針で、無期限凍結としているフェラ、今回のように被害者は裁判を起こさなければなりません。

ネットの怖いところは、一度掲載されてしまうとあつという間に拡散されてしまうということです。プロ責法の改正により発信者情報の開示が今までより迅速になるとはいつても、数か月、半年ぐらいかかるつてしまつと思ひます。その間にも誹謗中傷はどんどん拡散されていつてしまひます。発信者情報の開示がなされても、拡散された有害情報の全てを削除することは到底できません。

ドイツのメルケル首相は、アメリカのトランプ

前大統領のアカウント停止措置について、権利への干渉は、事業者の判断ではなく、法の枠組みの中で行われるべきと主張しております。その点についてどうお考えになられておりますでしょうか。

○武田国務大臣 我が国においては、インターネット上の違法・有害情報に対し、被害者救済と表現の自由のバランスに配慮しつつ、プロバイダー責任制限法を中心とした制度整備を行い、事業者における円滑な対応が促進されるような環境整備を行つております。

具体的には、違法な情報について、プロバイダー責任制限法において、事業者の削除等の対応について免責要件を定めるとともに、それ以外の有害な情報につきましても、事業者団体のガイドラインの策定等の、事業者による自主的な取組への支援を行つてあります。

今後とも、被害者救済と表現の自由のバランスに配慮しつつ、適切に対応してまいります。

○松田委員 大臣、インターネットの普及は、もう今の社会、欠かせない部分でありますけれども、本当に被害者が苦しんでいるということは御存じだと思いますので、是非、その辺について迅速に行えるように、今後とも御協力をお願ひしたいと思います。

それでは、質問を終わります。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

静岡県内で起きました突風等被害について、私も質問をさせていただきたいというふうに思います。

静岡県の牧之原市、菊川市、沼津市で、五月一日、突風等の被害がございました。被害に遭われたお一人お一人にお見舞いを申し上げたいと思います。

被災された方々に對して、国としてもしつかりとした支援を行つていただきたいと思います。先

ほども井林議員が質問をされておりましたけれども、今の制度では不十分だということを自民党の議員からも言われているわけですから、今ある制度を超えて支援策を強化することを冒頭求めたいというふうに思います。

私も、牧之原市、菊川市の現地に伺いまして、被災者のお声を聞いてまいりました。住宅や工場の屋根が吹き飛んだり、ガラスが壊れたり、壁が壊れたり、車などの被害もございました。お一人お一人にとつては本当に甚大な被害でございました。お独り暮らしの高齢者の方は、お話を伺つたんですけども、ボランティアの方がたくさん来てお一人にとつては本当に感謝のお言葉を述べながら、それでも、今後のことを考へると眠れなくなつてしまふ、家は解体するしかないとと思うといふふうに語つておられました。

ほかの住宅でも、この内閣府が出している資料では、半壊、一部損壊、菊川市は一部損壊六となつてゐるんですけども、しかし、菊川市でも牧之原市でも、お宅をもう解体するしかないと思うふうに語つておられました。

被害認定も、住めるのかどうかということをちゃんと評価するように促していただきたいといふふうに思いますし、こうした被災者の方々、今後のことを考えると眠れなくなつてしまふというような被災者の方々に少しでも希望を持つついただけるように、とりわけ住宅再建の支援というのは本当に喫緊の課題だといふふうに思います。

少なくともとくことで、国が、住宅再建支援をやつてくれない、今回、住宅再建支援法も適用してくれないと、いうことで、静岡県が上限三百万円ということでやつておりますけれども、それで一部損壊の部分は支援が見えなくて、まだまだ不十分なわけございます。

そういう中で、まず二つの角度でお願いしたいんですけれども、静岡県などが被災者の方々への住宅再建など支援を行つた場合に、特別交付税で財政支援を行うという点、これを総務大臣にお伺いします。

<p>いしたいと思います。</p> <p>また、二点目ですけれども、被災者の方々に対して、被災自治体、牧之原市ですか菊川市ですか沼津市、こういう被災自治体が国土交通省の防災・安全交付金を活用し、突風等の被害を受けた、一部損壊の住宅も含めて、住宅の改修ができるようにしていただきたいということを国土交通省に、そして、防災・安全交付金を活用する際に、千葉県の二〇一九年の台風被害の際に行つたように、総務省は自治体負担分の八割以上の特別交付税での財政支援を行うことといたことを、これも総務大臣に、この点、まずお伺いしたいと思います。</p> <p>○石田委員長 内藤自治財政局長。（本村委員総務大臣にお願いしたんですが」と呼ぶ）いや、順次答えますから。</p> <p>○内藤政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>被災者生活再建支援法が適用された自然災害について、都道府県が、支援法の適用対象とならない地域の被災世帯に対して同等の支援を行う場合には、特別交付税により措置を講じております。また、災害救助法によりまして住宅の応急修理を行つた場合に、災害救助費の地方負担について特別交付税により措置を講じておるところでござります。</p> <p>今後とも、被災団体にどのような財政需要が発生するか、実情をよくお伺いしながら、その財政運営に支障が生じないよう、適切に対応してまいります。</p> <p>○黒田政府参考人 お答えいたしました。</p> <p>国土交通省では、建築物の瓦屋根につきまして、耐風性能向上させるための一定の改修を行う場合、防災・安全交付金等により、改修に要する費用の二三%、最大五十五・二万円を支援する制度を設けております。</p>		<p>今般の牧之原市等におきます瓦屋根の被害を受けた住宅に対しましても、本制度が活用できることを公共団体に周知しているところでございます。</p> <p>被害を受けました建築物の損傷の程度や内容等、被災地の状況をよく伺いながら、被災自治体伺いながら、その財政運営に支障が生じないと伺う、しっかりと適切に対応してまいりたいと考えています。</p> <p>○武田国務大臣 今後とも、被災団体の実情をお伺いしながら、その財政運営に支障が生じないと伺う、しっかりと適切に対応してまいりたいと考えています。</p> <p>○本村委員 ちよつと確認をさせていただきたいんですけれども、防災・安全交付金を活用する際に、千葉県の二〇一九年の台風被害のときに行つたように、総務省は自治体負担の八割以上の特別交付税での財政支援を行うことでよろしいですね。</p> <p>○内藤政府参考人 お答え申し上げます。</p> <p>国土交通省が、地方団体の実情を伺つた上で、災害関連分といたしまして防災・安全交付金のうち耐風改修事業分を交付する場合には、総務省といたしまして、地方団体が負担する経費について特別交付税措置を講じることとしてまいります。</p> <p>○本村委員 被災自治体のお声を是非聞いていただきたいたいというふうに思います。</p> <p>そもそも、先ほども申し上げましたように、今回、被災者生活再建支援法は適用をされない、そして災害救助法も適用をされなかつたわけでござります。そうしますと、住宅の応急修理でとか、國のお金も含めて、住宅再建支援が行われるこれが適用される被災者とされない被災者とができないことがあります。</p> <p>○赤澤副大臣 災害による支援は、住民に身近な市町村と役割分担をしながら行うこととし、基本的に市町村による対応を原則とするいう考え方を取つてございます。</p> <p>しかししながら、一定規模以上の災害の場合には、市町村のみでの対応が困難と考えられることから、災害救助法の応急修理や、被災者生活再建支援法により、一定程度以上の住家被害を受けた方に対して国及び都道府県から支援をするということです。</p> <p>また、総務省の方では、財政需要に対する包括的な特別交付税の制度がございますけれども、市町村に対する全壊、半壊などの額、これは低過ぎますので、それも改善していただきたいというふうに思います。</p> <p>○本村委員 被災された全ての方々に光が見えるようには、是非支援の強化をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>また、総務省の方では、財政需要に対する包括的な特別交付税の制度がございますけれども、市町村に対する全壊、半壊などの額、これは低過ぎますので、それも改善していただきたいと考えます。</p> <p>○赤澤副大臣 お茶の被害もございました。突風でいろいろなものが飛んできたりですか、防霜ファンが倒れたり、壊れたり、お茶の工場も被害を受けております。お話を伺つたお茶農家の方は、一番値段が高い一番茶が取れず被害を受けた、木を植え替えなければならぬ可能性もあるというふうにおっしゃつておりました。</p> <p>以前も、この地域のお茶のお話を農家の皆様方に伺つたことがあるんですけども、そもそも、コロナで収入減になつております。そこに被害を受けているわけですから、その点も十分加味をして、支援をしていただきたいというふうに思いました。</p> <p>ビニールハウスの損壊などの被害もございます。お茶やハウスの被害に遭つた、被災された農家の方々のお声をよく伺つて、農家の皆さんに寄り添つた支援を行うべきだというふうに思いました。これは、農林水産副大臣に来ていただいたお</p>	<p>活再建支援の住宅再建支援が利用できるようになります。</p> <p>また、中規模半壊までいかない場合でも、一部損壊の被害認定でも住宅の修繕に支援を行うといふこと、先ほども、一部損壊に今なつてあるんでされども、実際は解体しなければいけないと、被災者の方のお声がございました。解体する場合は全壊とみなして支援をするということ、また、これは防災担当副大臣に来ていただいております。よろしくお願いいたします。</p> <p>○赤澤副大臣 災害による支援は、住民に身近な市町村と役割分担をしながら行うこととし、基本的に市町村による対応を原則とするいう考え方を取つてございます。</p> <p>しかししながら、一定規模以上の災害の場合には、市町村のみでの対応が困難と考えられることから、災害救助法の応急修理や、被災者生活再建支援法により、一定程度以上の住家被害を受けた方に対して国及び都道府県から支援をするということです。</p> <p>また、総務省の方では、財政需要に対する包括的な特別交付税の制度がございますけれども、市町村に対する全壊、半壊などの額、これは低過ぎますので、それも改善していただきたいというふうに思います。</p> <p>○本村委員 被災された全ての方々に光が見えるようには、是非支援の強化をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>また、さきの実務者会議の報告書では、保険、共済に加入するなどの自助の取組が重要であるとされておりまして、自治体などとも連携して、保険への加入促進も行っていくこうと考えてございます。</p> <p>引き続き、災害に被災した方への支援について、自治体とも連携して、役割分担の下で、住宅の再建支援が進むよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えます。</p> <p>○本村委員 被災された全ての方々に光が見えるようには、是非支援の強化をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>また、さきの実務者会議の報告書では、保険、共済に加入するなどの自助の取組が重要であるとされておりまして、自治体などとも連携して、保険への加入促進も行っていくこうと考えてございます。</p> <p>お茶の被害もございました。突風でいろいろなものが飛んできたりですか、防霜ファンが倒れたり、壊れたり、お茶の工場も被害を受けております。お話を伺つたお茶農家の方は、一番値段が高い一番茶が取れず被害を受けた、木を植え替えなければならぬ可能性もあるというふうにおっしゃつておりました。</p> <p>以前も、この地域のお茶のお話を農家の皆様方に伺つたことがあるんですけども、そもそも、コロナで収入減になつております。そこに被害を受けているわけですから、その点も十分加味をして、支援をしていただきたいというふうに思いました。</p> <p>ビニールハウスの損壊などの被害もございます。お茶やハウスの被害に遭つた、被災された農家の方々のお声をよく伺つて、農家の皆さんに寄り添つた支援を行うべきだというふうに思いました。これは、農林水産副大臣に来ていただいたお</p>
--	--	---	--

また、地域の中小企業の方々の被害も甚大でございまして、屋根がめくれてしまふ被害ですか、トラックが横転するなどの被害もございました。

被災された中小企業の方々も、やはりコロナ禍の収入減ということがあるわけでございます。丁寧に聞き取りを行つて、支援の強化をお願いしたいと思いますけれども、御答弁を中小企業庁にお願いしたいと思います。

○葉梨副大臣 まず、被災された農業者の方々に見舞いを申し上げたいと思います。

五月一日の竜巻の被害でございますけれども、お話しのように、茶畑への異物混入に伴う未収穫

の一一番茶の刈り捨て、防霜ファンや農業用ハウスの損壊、茶園関係施設の損壊などの被害報告を受けております。

○葉梨副大臣 まず、被災された農業者の方々に見舞いを申し上げたいと思います。

五月一日の竜巻の被害でございますけれども、お話しのように、茶畑への異物混入に伴う未収穫の一一番茶の刈り捨て、防霜ファンや農業用ハウスの損壊、茶園関係施設の損壊などの被害報告を受けております。

まずは、この被害については、収入保険、農業共済、長期、低利の融資で対応することが基本なんですねけれども、農林水産業共同利用施設の要件に該当する施設については災害復旧事業の対象となります。

ただ、それ以外にもいろいろな支援策というのをございます。被災の茶園ですが、ほとんどの被災茶園は一一番茶を収穫済みで、瓦れきなどを撤去して、二番茶に向けた栽培管理を行つてあると聞いているんですねけれども、災害といふことではなくて、まず、お茶について言うと、持続的生産強化対策事業というのがございまして、茶の植え替えのほか、損壊した防霜ファンの整備等についての支援が可能になります。また、産地生産基盤パワーアップ事業、いわゆる産業ですけれども、収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、パイプハウスの資材購入等を支援することも可能になります。

具体的によく説明していくことがすごく大切だと思いますので、これらの事業の活用に当たっては、それぞれの要件を満たすことが必要になりますので、農林水産省としても、被災された農業者の皆様に寄り添いながら、関係機関と連携

して、丁寧に対応していくべきだというふうに考えています。

○村上政府参考人 まずは、今回の突風により被災された皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。

中小企業庁では、特に復旧復興に対する支援

いう角度からになりますと、災害救助法の適用があつた場合、相談窓口の開設その他の施策の準備に入る、こういったことはござりますけれども、それとは関係なく、被災した事業者の方々が復旧復興に併せて事業再開に向けて販路開拓を行うといつたようなところで当然、実際には入られると思いますので、そうしますと、小規模事業者持

続化補助金が活用できますとか、売上要件に合致すれば、農業の場合でも、生産だけとて販路で事業再構築をやりますといふうに言つて言われると対象にできないんですけども、併せます。

○本村委員 そこで、このように考えてございました。

○本村委員 コロナ禍の中でダメージを受けているわけですから、その点も深刻に受け止めていただいて、被災者の方々、被災農家の方々、被災

性のAさんですけれども、生活保護を申請をいたしました。その後、三重県内の福祉事務所長から保護申請の却下の通知書が届きました。Aさんは、年金が、その生活保護の基準にぎりぎりですから、やはり暮らしのが大変、病院も行かないといけないということで、不服といつたしまして、不服

を取り組んでまいりたい、このように考えてございました。

○本村委員 コロナ禍の中でダメージを受けているわけですから、その点も深刻に受け止めていただいて、被災者の方々、被災農家の方々、被災

性のAさんですけれども、生活保護を申請した方について、虚偽の疑い

がござります。Aさんについて、日頃から自己

小企業庁の皆様、御退席いただいて構いませんので、被災者の皆様の支援をどうぞよろしくお願ひ

を申し上げます。ありがとうございます。

時間がございませんので、自治体の皆さんのが新型コロナのワクチンを受けたときに、副反応が医療従事者の方々や救急隊員の方々に出て、次の日出られないという事態がございまして、これは有

給の特別休暇ということにしてもらうのが当然だということで、この間、総務省とやり取りをさせていただきましたけれども、昨日、特別休暇に関する通知も出していただきました。これを周知徹

底していただきたいということと同時に、同意をされました。

Aさんの支援者の方が民生委員の方に確認をしたところ、ここ数年民生委員をしていて、本人が気難しくて民生委員が替わることなんてあります。そして、こんなひどいことを言っていることはありますね、出していましたので、それを徹底していただきたいということを申し上げまして、次の生活保護に関する質問をさせていただきたいと思います。

三重県にお住まいの九十歳のお独り暮らしの女性のAさんですけれども、生活保護を申請をいたしました。その後、三重県内の福祉事務所長から保護申請の却下の通知書が届きました。Aさんは、年金が、その生活保護の基準にぎりぎりですから、やはり暮らしのが大変、病院も行かないといけないということで、不服といつたしまして、不服

審査請求を行いました。その不服審査請求に対し、福祉事務所の所長は、弁明書と調査書類などを、三重県の審理の手続を行う審理員、三重県の子ども・福祉部に当たるんですけれども、そこに提出をいたしました。この三重県の審理員は、そ

の福祉事務所長の弁明書と調査書類などをAさんに送つて、反論書などを提出するようにといふことを求めました。

問題は、この福祉事務所長が提出をした弁明書、調査書類の中に、Aさんにについて虚偽の可能性がかなり高い人権侵害の記述があつたという問題でございます。Aさんについて、日頃から自己中心的な言動が多くいため、周りとのコミュニケーションがうまくいかず、近隣住民に敬遠されているような状況、信頼し合える友人はおらず、同地区の住民には特に警戒されており、話をできる相手がないという記述や、最近では物忘れが多くあり、認知症と言われる言動がある。それに加え、気難しい性格であるため民生委員が頻繁に交

代しているという記述がございました。

この文書を受け取った高齢のAさんは、大きなショックを受けて寝込んでしまい、こんなことが

書かれるなんて死にたいと追い詰められてしましました。

Aさんの支援者の方が民生委員の方に確認をしたところ、ここ数年民生委員をしていて、本人が気難しくて民生委員が替わることなんてあります。そして、こんなひどいことを言っていることはありますね、出していましたので、それを徹底して

いただきました。そして、労災、公務災害に当たるんだということも含めて、これは事務連絡です、出していましたので、それを徹底して、次に

届きました。そして、労災、公務災害に当たるんだということも含めて、これは事務連絡です、出していましたので、それを徹底して、次に

○本村委員 結局、処分室ですとか、三重県ですとかその福祉事務所の対応だというふうに思うんですけれども、すぐに是正してもらわなければ困るわけでございます。福祉事務所というのは、日々、困っている人が駆けつけて、正確な判断をしていただかなければならぬわけでございます。

この福祉事務所からはまた再弁明書が届いたわけですから、Aさんに朝六時四十五分のバスに乗って医療機関に通えといふような話、結局それは、病院が開くまで二時間病院の前で待つという話になつてまいります。真冬とか真夏とか、九十歳の方に過酷過ぎる要求を、病院に通うにはそうやれということで、過酷な要求をしております。

また、別の医療機関に行かなくてはいけないわけですから、自宅から駅まで高齢のAさんが十九分で行けるだろうと福祉事務所は言うわけですがれども、実際に、十一日、歩いてみたそうですね。そうしますと、一時間がかかったそうでござります。休憩をしながら、手と足がしびれて途中で休憩して足を道路に投げ出さなければならないような状況があるわけでございます。

そういう常識的な、親身に寄り添つた判断ができるない福祉事務所の在り方を早急に改善をしていただきたいと思うんですけれども、厚生労働省としても責任をしっかりと果たしていくべきだと思います。それが、御答弁をお願いしたいと思います。

○橋本政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘の件につきまして、要は、通院のために必要なタクシー代、これを、保護を適用した上で支弁すべきかどうかというふうなことかと思います。

生活保護を開始する際の保護の要否判定におきましては、その世帯についての、認定した最低生活費と収入として認定した額、これを対比いたしまして、最低生活費が収入認定額を上回り、かつ活用可能な資産がないか等の保護の要件を満たし

てゐるという場合に保護を行うということでございます。この最低生活費の算定に当たりましては、通院移送費ということも含まれているというわけでございます。

一般的論として申し上げまして、主治医や福祉事務所の嘱託医の意見を踏まえて、その申請者の傷

病、障害等の状態によりまして、電車、バス等の利用が著しく困難でありタクシーによる移送が必要と認められる場合におきましては、タクシー代

も含めた最低生活費が収入認定額を上回ることとなれば、その上回った分について保護費が支給さ

れる制度となつております。

なお、個別のケースの当てはめということにつ

きましては、各福祉事務所におきまして、先ほど申し上げたような考え方を踏まえて個々に検討し

ておりますので、一概に保護の要否を申し上げる

ことは差し控えさせていただきたいと思つます。

○本村委員 多分、別の答弁をされていると思う

んですけども、人権侵害を是正してほしいといふふうに申し上げているんです。謝罪、撤回をして、名誉回復、是非行ってください。副大臣、御

答弁をお願いします。

○石田委員長 では、時間が来ておりますから、手短にお願いします。

○山本副大臣 まさしく地方公共団体が主体となつてゐる自治体の審査請求でござりますので、国としてはコメントする立場でないわけでござります。

以上でございます。

ありがとうございました。

○石田委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

私は、今申し上げた茨木市は、結論から言つて、ちょっと拙いことになつた。

あれは、窓口、要は、ネットでも電話でもうまくいかない方のために、セーフティーネットとして窓口を用意したんですね。それ自体は、まあ、よくないんだけれども。私は実は、事前に、維新的会の市議団を通じて、窓口は絶対混乱するよということを申し上げましたが、市役所の方は、それは分かっているんだけれども、また考えますみたいなことで、こういう事態になつてしまつた。だから、事前に予見可能であつたと私は思つています。実際、私は注意をしました。

ただ、一番あれば問題だつたのは、寝袋とかで夜から並んじやう人がいたんですね、高齢者で。それはまずいということで整理券を前日から配り出されたわけです、夜から。すると、元々、窓口は九時に開くとなつていたんだけれども、その九時になった方が、九時のスタートの時点で窓口に来たときには、その整理券が既にもうなくなつて

られています。私も今日はワクチンの話も含めて質問したいと思いますが、ただ、立憲の皆様が、先ほど大臣が言い返されていましたけれども、みんな頑張っているので、余り印象操作はよくない。実際に大臣がどういう言葉で自治体とコミュニケーションを取られているかというのは、やはり事実に即して評価していくてあげた方がいいかなというふうには思います。

その上で、ワクチンの予約が殺到して混亂をしていることについては、河野行革大臣も、完全に僕の失敗であるということをおつしやつています。政府もやはり力足らずであったところがあると思うし、自治体もそれぞれ頑張っているんです。

ちなみに、今有名になつていて、これがその岡さんという弁護士出の市長さんがハンドマイクで謝つていられまして、何かえらく有名になつちゃいましたが、いい事例と悪い事例があります。

その隣の、西隣に箕面市というところがあります。こちらは大変うまくいつていて、これがそのパンフレットですけれども。(資料を示す)

大阪府箕面市、何がうまくいつているかというと、やはり……(発言する者あり)いやいや、理事会で言つてますから。

○石田委員長 いやいや、足立さん、理事会では認めていなから。駄目。

○足立委員 認めていないの。あれつ……(発言する者あり)いや、次回から理事会でちゃんと配りますと言つたんですよ。

○足立委員 長、従います。

○石田委員長 いやいや、しようもないと言われたら、あなた、理事会やる意味ないじゃない。

○足立委員 いやいや、理事会で、掲示することを申し上げて、紙を配れと言わされたから、次回から配りますと言つたんですよ。

○石田委員長 いや、違います。だから、今回やるんだつたら、ちゃんとみんなに配つてからじやないでできませんよ。

○足立委員 いいけど、本とかよく掲示してやつてあるじゃない。

○石田委員長 それもちゃんとやつてあるんです。

○足立委員 いや、委員長の議事進行には従いますけれども、何か、足を引っ張る方向方向にマ

いたということで、えらい騒ぎになつたというのが実態でありまして、やはり、元々の段取りも問題があつたけれども、特に危機管理も失敗したかなどというように思います。

これは、大阪の市長さんですから、何かすぐ、テレビや何かは、維新の会の市長だと勘違いしているマスコミが一部ありましたが、この市長さんは、私が昨年の四月に維新の会の公認候補をぶつけて、緊急事態宣言の真っただ中の選挙になりました。维新ではありませんので、一応申し上げておきたいと思います。

ネージするの、もうやめませんか、ちょっと。ねえ、大臣、立憲民主党みたいな。

だから、もう本当にね……(発言する者あり)いや、いいよ、これ、ネットであるんだけれども……(発言する者あり)

○石田委員長

いや、場内協議はしません。ちゃんと結論を出してありますから。

○足立委員 いや、いいですよ、だから、從いますけれども。

だつて、これ、先生、今日、これは問題ないと言つてくれたよね。(発言する者あり)まあいけど。もう腹立つな、ほんま。

大阪府箕面市がうまくいっています。うまくいくている理由は、医師会、歯科医師会、薬剤師会と十分に連携を取つて、年齢を分けて、高齢者の中でも高齢の方を、期限を区切つて申込みを受け付ける。それから、一番大きいのは、見せませんが、十万都市で七十近くの個別接種、要はかかりつけ医ですね、これを十分に活用して大変うまくいっている事例があります。

私の選挙区、三市二町ありますが、その中でも、全国的に有名になつた失敗事例もあれば、今申し上げたように大変うまくやつてある、これは、うまくやつてあるところは、大阪維新的会公認の上島一彦市長がやつてあるんですけどね。維新的市議団も一緒にやつています。だから、何を申し上げたいかというと、この短期間でも、いいところと悪いところが出てる。それはテレビを通じて、報道を通じて事例は紹介されていますからもういいんですが、本当は、ゴルデンウイーク前から、こうひうふうに段取りしているところもあるよ、こうひうふうに段取りしているところは多分うまくいかないけれども大丈夫かという、そういうガイドを、厚労省なり三市二町の情報はシェアして、できるだけやりました、私なりに。

今日は、厚労省、間審議官、その辺、よい事例、悪い事例あると思いますが、どんなふうに認

識をしているか、御答弁ください。

○間政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、様々な自治体で本当に御苦労をいただいて、考えながらやつていただきたいというふうに認識しております。

ワクチン接種の会場とかの設営の仕方については、委員御案内のように、医療機関でやるもの、あるいは市町村が設ける会場で行うもの、これを組み合わせながらやるわけですけれども、市町村を様々考えて、地域の実情に応じて講じておられると思います。

それぞれ実情に応じてやつておられるので、大概には申し上げられないんですけど、ざつくり申し上げますと、比較的小規模な自治体では集団接種中心で体制を組んでおられ、また比較的大規模な自治体では個別接種と集団接種を組み合わせながら実施する、そういう傾向が見受けられます。

ところどころでございます。

その意味で、先ほど、いいところとかそういうのを紹介をしているのかというお話をございまし

たけれども、これは今年の一月の段階でも、例え

ばすけれども、東京の練馬区でございますが、個別接種と集団接種を組み合わせたようなやり

方、こういうのをやると早くから打ち出されて

いて、そういうものを紹介するなど進めているところでございます。

幼保の職員の方は、大変リスクを感じながら、使命感でやつてしまつて。こういう方々、職

員の優先性についても議論があるのか、御紹介いただきたいたいと思います。

○間政府参考人 お答えをいたします。

まず、接種順位の話、もう委員から御紹介いた

だきましたので簡単にいたしますけれども、基本

的に、医療従事者、高齢者、基礎疾患有する者

といった形の順位がある中で、高齢者施設の職員

については、例えば施設で新型コロナ患者が発生

した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービス

を継続する必要があるため、新型コロナウイルスに接する機会がある中で、高齢者施設の職員

とから、高齢者に次ぐ接種順位とはしております

けれども、接種体制が整うのであれば、市町村、

関して申し上げますと、医療界からは、個別接種を進める上では、医療機関へのワクチンの配達に

関して医薬品卸の協力があるとスムーズに進むよ、こんなような話を伺つておりますと、そうし

た点も含めて、今後しっかりと更なる支援を検討し、引き続き自治体における接種体制をしっかりと

でございます。

○足立委員 是非、もうワクチンもこれから大量

に追つかけてくる状況ですから、私は、この混乱は早晚落ち着いてスムーズにいくと願っていますし、政府もよくやつていただいていると思います

で優先接種の対象とはしていないところでありますけれども、今後、ワクチン供給量や地域の実情などを踏まえて順次接種できるようにしております。

だから、それぞれの地域でとにかく国の情報を提供するような努力を一人一人がやつていけば、必ずこの危機は乗り越えることができる、こう思います。

ワクチン接種の優先接種については、例えば、医療従事者が優先されている高齢者施設の職員についても高齢者と併せて打つていただく、そんなことが置いただいて、これは感謝を申し上げますが、最近問題になつてゐるのが幼保です

ね、幼稚園、保育園、ここでクラスターが発生しています。

幼保の職員の方は、大変リスクを感じながら、使命感でやつてしまつて。こういう方々、職員の優先性についても議論があるのか、御紹介いただきたいたいと思います。

幼保の職員の方は、大変リスクを感じながら、使命感でやつてしまつて。こういう方々、職員の優先性についても議論があるのか、御紹介いただきたいたいと思います。

そこで、私は、これはエビデンスがそろつてからでは遅いんです。まさに、いろいろな兆

が置いただいて、これは感謝を申し上げますが、最近問題になつてゐるのが幼保です

ね、幼稚園、保育園、ここでクラスターが発生しています。

幼保の職員の方は、大変リスクを感じながら、使命感でやつてしまつて。こういう方々、職員の優先性についても議論があるのか、御紹介いただきたいたいと思います。

そこで、私は、これはエビデンスがそろつてからでは遅いんです。まさに、いろいろな兆

が置いただいて、これは感謝を申し上げますが、最近問題になつてゐのが幼保です

ね、幼稚園、保育園、ここでクラスターが発生しています。

幼保の職員の方は、大変リスクを感じながら、使命感でやつてしまつて。こういう方々、職員の優先性についても議論があるのか、御紹介いただきたいたいと思います。

そこで、私は、これはエビデンスがそろつてからでは遅いんです。まさに、いろいろな兆

が置いただいて、これは感謝を申し上げますが、最近問題になつてゐのが幼保です

ね、幼稚園、保育園、ここでクラスターが発生しています。

幼保の職員の方は、大変リスクを感じながら、使命感でやつてしまつて。こういう方々、職員の優先性についても議論があるのか、御紹介いただきたいたいと思います。

そこで、私は、これはエビデンスがそろつてからでは遅いんです。まさに、いろいろな兆

が置いただいて、これは感謝を申し上げますが、最近問題になつてゐのが幼保です

ね、幼稚園、保育園、ここでクラスターが発生しています。

幼保の職員の方は、大変リスクを感じながら、使命感でやつてしまつて。こういう方々、職員の優先性についても議論があるのか、御紹介いただきたいたいと思います。

そこで、私は、これはエビデンスがそろつてからでは遅いんです。まさに、いろいろな兆

が置いただいて、これは感謝を申し上げますが、最近問題になつてゐのが幼保です

ね、幼稚園、保育園、ここでクラスターが発生しています。

○足立委員 一方で、今御紹介のありました保育士の皆様

確保が必要だといった観点には直接該当しないのを踏まえて順次接種できるようにしております。

○足立委員 まさに今おっしゃつた変異株です。

変異株については諸外国のデータも出てきて

ます。必ずしも高齢者に限らない、特に若い方

も重症化している、そういう数字が出てきています。

今日は厚労省の政務は呼んでいませんが、聞か

ん、幼保については、今までに変異株について不

安を感じていらっしゃるわけです、現場は、まだ

措置されていないのは分かりますが、ちょっと真

剣に、真剣に、幼保の職員の方について、しっかりと最新の見を踏まえ、かつそれがエビデンス

としてそろ前、兆しの段階で政治判断をして

いく、そういうことをしっかりと真剣に、真剣に、

そしてそろ前、兆しの段階で政治判断をして

いく、そういうことをしっかりと真剣に、真剣に、

そしてそろ前、兆しの段階で政治判断をして

いく、そういうことをしっかりと真剣に、真剣に、

そしてそろ前、兆しの段階で政治判断をして

いく、そういうことをしっかりと真剣に、真剣に、

そしてそろ前、兆しの段階で政治判断をして

いく、そういうことをしっかりと真剣に、真剣に、

そしてそろ前、兆しの段階で政治判断をして

いく、そういうことをしっかりと真剣に、真剣に、

と思いますので、やはり国の総力を挙げてやっていただければと思いますし、その際には、地方公共団体にも支援をしてもらうということで、総務大臣のリーダーシップを期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は思いますけれども、この新型コロナで明らかになつたと思うんですけれども、地方自治体の役割が本当に大きいと思います。他方で、今までやつてきた政策というのは、地方自治体の力をどんどん落としてきたと思ってるんですね。

平成の大合併をやりましたけれども、やはりこれは効率主義過ぎたと思うんです。それから、平成十七年から平成二十一年まで行つた集中改革プラン、これによつても地方公務員の数がかなり減りました。平成六年からどんどん地方公務員の数が減つていつて、令和二年四月一日現在で二百七十六万で、平成六年をピークとすると五十二万人、地方公務員の数が減つているわけです。

やはりここは、集中改革プランとか、余りにも効率化を追求し過ぎて、地方自治体の力が私は弱くなつてきたのではないか、弱くなつたんだと思つてゐるんです。

それから、予算。予算も、地方交付税交付金等々ありますけれども、基本的にはこれは人口ベースなわけですね。地方からは人が減つていく、そうすると、基本的には人口ベースにしているものが計数的に多いですから、地方財政も、やはり人が減ることに従つて財政は厳しくなるし、それから、将来も人口が減つていくともなれば、なおさら地方財政は厳しくなっていく。

いま一度、もう一度、地方の自治体の役割、重要性、これを再認識して地方自治体の力を高めていく、こういう方向に私はかじを切つていかないといけないと思っています。そういう意味で、自治体の人員の増強、それから予算の拡充、これを図るべきだと思うんですけども、総務大臣、いかがですか。

○武田国務大臣 御指摘のように、地方団体の總

職員数は減少基調で推移をしてまいりましたが、防災関係の職員、また児童相談所などの職員は増加するなど、各団体は、社会経済情勢の変化に対応し、必要な人員配置に努めてきたものと認識をしております。

地方公共団体の定員管理は、各団体において自主的に御判断いただくことが基本ではあります。が、合理化、能率化を図りながら、行政課題的に確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ取り組むことが重要と考えております。

令和三年度の地方財政計画におきましては、職員数の実態を踏まえるとともに、保健所の恒常的な人員体制強化による保健師の増を見込むことなどにより、全体で、対前年度比二千七百九十二人の増としております。

また、新型コロナの影響により地方税などが大幅に減少する中、令和三年度においては、地方交付税総額において前年度を〇・九兆円上回る十七・四兆円を確保するなど、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を〇・二兆円上回る六十二兆円を確保いたしました。

今後とも、地方団体が行政サービスを安定的に提供しながら地域の重要な課題に対応できるよう、地方交付税などの一般財源総額をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

○井上(一)委員 以前この場でもお話をさせていただきました。田中角栄の「日本列島改造論」、明治維新百年から書いた本ですね。それからまた五十年たつて、私は、今こそ本当に地方をつくつていかないといけないと思うんです。

元気になるわけがないと思っています。是非、地方自治の充実、予算の充実、これは、コロ

ナの後の新しい時代というのは私は地方だと思いますので、是非力を入れてやつていただきたいとふうに強く求めたいと思います。

次が、コロナの療養者の郵便投票について質問させていただきたいと思います。

今、コロナで自宅療養を求められている方が増えています。その自宅療養を求められている方々が、投票権、國民主権の最も重要な選挙権行使する際に支障が出ているのではないか、自宅で待機してくださいと言われている方に対して投票権をどう確保していくかという問題です。

これについて、郵便投票とかいろいろな考え方があると思うんです。以前もこの郵便投票について質問させていただきましたが、不正の温床になつたということで、一度やつていたやつを取りやめました。後は本当に限定期に拡充してきたということですけれども、もう一度この郵便投票について真剣に考える必要があるのではないかと思いますが、いかがですか。

○武田国務大臣 選挙権は国民の重要な権利であり、これを的確に行使できる環境を整えることが重要であると認識をいたしております。

御提案の郵便投票は、御指摘ありましたように、不正の横行を背景に一旦廃止された後、対象を限定して再度導入され、現行制度でも、重度障害者、要介護五の者に限つて認められているという経緯があり、現在、対象者を要介護四及び三の者にも拡大することについて、各党各会派において御議論がなされていると承知をいたしております。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者を含めた郵便等投票の対象者の更なる拡大については、こうした経緯や選挙の公正確保の観点も含め、各党各会派においても御議論をいただきたいと考えております。

○井上(一)委員 コロナ療養者の投票については、古川元久議員も今国会で議員立法を目指した

れているわけですね、出るなと言われているわけです。出るなと言われているにもかかわらず投票の権利が奪われることはあつてはならないと思うんですね。

この点について、まさに今、まさに今ですよ、いろいろな問題が起きていてるわけですが、自宅隔離を要請された人が投票したいときは、これはどういうふうにしたらいいんでしょうか。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

感染症法におきましては、委員御指摘のとおり、都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者や濃厚接触者等に対し、一定の期間、外出自粛等の協力を求めることができ、協力を求められた者は、これに応じるよう努めなければならぬ。また、入院勧告などの規定も設けられていて、宿泊療養施設等で投票するなどを禁ずる規定はないところでございます。

自宅療養者につきましては、病院等の指定施設や宿泊療養施設の方に入院又は入所されることとなつた場合には、当該施設において投票が可能である旨を通知しております。先月二十五日に国政選挙の補欠選挙、再選挙を執行した各団体においても、宿泊療養施設の療養者を対象に期日前投票所等を実際に設置するなど、積極的に工夫をして取り組んでいただいているところでございま

す。

仮に投票所等にこうした方が来られた場合に、個別に対応することは考えられるところでございますが、この場合、感染をされているということござりますが、宿泊療養施設の療養者を対象に期日前投票所等を実際に設置するなど、積極的に工夫をして取り組んでいただいているところでございま

ございます。

先ほど大臣から御答弁がございましたとおり、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者などを含めた郵便等投票の対象者の更なる拡大をするといふことにつきましては、郵便投票が不正を背景に廃止、限定期な再導入となつたというこれまでの

経緯だとか選挙の公正確保の観点も含め、各党各

会派においても御議論いただきたいと考えているところでございます。

○井上(一)委員 ちょっとと時間がないので今日はこの辺にしておきますけれども、やはり国民主権の最も重要な権利ですから、なおかつ、自宅で待機してくれと言われて、これはコロナ感染を防ぐために必要なわけですから、やはり郵便投票の必要性というのは本当に今こそ真剣に考えないといけないということをちょっと申し上げたいと思います。

済みません、ちょっとと時間が過ぎてしまいまして、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法についてお聞きしたいと思います。

これは、本年の三月に延長が決まった法律です。原子力発電施設の立地地域において、例えば避難道路とかそういうた道路整備に対して優遇措

置法についてお聞きしたいと思います。

私は地元舞鶴、京都北部なんですけれども、そ

の隣の福井県に原子力発電所があるわくです。高浜原発とか美浜原発ですね。ちょうど舞鶴の隣に原発があるので、避難区域、例えば三十キロの避

難区域にすっぽり舞鶴市が入るわけです。それから、五キロ圏内の直ちに避難しなければならない区域、それも舞鶴市の一部がかかつていてるといふことで、ここについては原発立地地域と同じよう

な不安、心配があります。それで、今回、高浜原発等の再稼働について話があつて、福井県知事はこれに同意した。その際に、舞鶴市に対しても、工務局の方が来られました。その際に言われたのは、こういうことを言われたんですね。舞鶴市は高浜町と同様な対応をしていません。かたいといけない自治体、府県で防災対策の違いがあつてはならない、広域避難路の整備や地域振興充実を国としてしっかりと支援していくといふとなんです。この原発立地地域の振興に関する法律は、基本

的に、まず、例えば原発を立地している福井県は入るわけですけれども、手続的には京都府も申請可能だというふうに説明を聞いているんですけど、この手続について御説明いただきたいと思

います。

○覚道政府参考人 お答え申し上げます。

原子力立地地域特措法におきましては、立地地域の指定に当たりまして、都道府県知事からの中

出を受けた上で、先生の御指摘の場合ですと京都府知事ということになりますけれども、申出を受けた上で、自然的経済的社会的条件から見て一体として振興することが必要であると認められるこ

と等の要件に該当するかどうかについて、原子力立地会議の審議を経て、内閣総理大臣が指定する手続となつてございます。

また、平成十三年の内閣府事務次官通達における場合には、先生御指摘がございましたよ

うに、原子力発電施設等を立地する都道府県の知事の同意を得ることが必要である旨が盛り込まれてゐるところでございます。

○井上(一)委員 法律上は隣の京都府が申請でき

るはずなのに、この次官通達では、京都府が申請をする際には隣の福井県の同意を得てくださいと

なつてゐるんですけれども、これは、法律にも政令にも何も書かれていらないものが、なぜ次官通達

でこういう通達を発することができるんですか。

○覚道政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、原子力立

地地域特措法におきましては、立地地域の指定の要件の一つとしまして、自然的経済的社会的条件

から見た一体性というのが規定をされてございま

す。この一体性につきまして、原子力立地会議に

おきまして、自然的一体性として地理的条件等、

経済的一体性として経済圏の状況等、そして社会的一体性の諸要件を総合的に勘案の上、個別の状況も勘案しつつ審議することとなつてゐる、この

この一体性について判断を行うに当たりまして参考とするため、立地地域の指定の申出を行おうとする場合における立地道府県の同意について次官通達に盛り込んだもの、このように承知しております。

○井上(一)委員 だから、同意ですよ、これは。もし同意がなかつたら申請はできないということですか。

○覚道政府参考人 お答え申し上げます。

次官通達ということでございますので、法的拘束力があるものではございませんけれども、原発立地地域特措法の運用に当たつて、先ほどの一体性の判断というところについての参考としていた

だくべくこうした事項が盛り込まれてゐるという

ことでございますので、仮に京都府が御検討され

立地地域特措法の運用に当たつて、先ほどの一体性の判断というところについての参考としていた

要らないです。要らないんですよ、単純に」と

呼ぶ)法的拘束力はないということございます。

○井上(一)委員 法的拘束力はないということな

ので、同意は必要ないということを理解して、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○石田委員長 次に、第二百一回国会、内閣提

出、地方公務員法の一部を改正する法律案を議題

いたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。武田總務大臣。

○武田国務大臣 冒頭、一言申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、地方公務員法の一

部を改正する法律案につきましては、条文案案及び参考資料に誤りがあり、条文案案について正誤を

もつて訂正させていただいております。

地方公務員法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案理由及び内容の概要を御説明申

上げます。

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我

が国において、人生百年時代を迎える中、地方公

務員については、複雑高度化する行政課題への的

確な対応などの観点からも、能力と意欲のある高

齢期の職員を最大限活用しつつ次の世代にその

知識、技術、経験などを継承していくことが必要

であります。

そのため、国家公務員について、定年が段階的

に引き上げられるとともに、組織全体としての活

力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の

支援などを図るために、管理監督勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえ、国家公務員の定年を基準としてその定年を条例で定めてい

る地方公務員についても、同様の措置を講ずるため、地方公務員法について改正を行うものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、管理監督職を占める職員については、条例で定める管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以降の最初の四月一日までの間に、管理監督職以外の職に降任をするなどの制度を設けるとともに、この制度による降任などを行うことにより、公務の運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き、管理監督職として勤務させることができる特例を設けるなどの措置を講ずることとしております。

第二に、条例で定める年齢に達した日以降に退職した者を短時間勤務の職に採用することができることとしております。

このほか、施行期日、この法律の施行に関し必要な措置などについて規定しております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。次回は、来る十八日火曜日委員会を開会する」ととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のよう改正する。

目次中「第二十二条の三」を「第二十二条の五」に改める。
第二十二条の六月」の下に「の期間」を加え、「正式採用」を「正式のものと」に改め、「地方の日から定年退職日相当日までとする。

公共団体の規則]の下に「第二十二条の四第一項及び第二十二条の五第一項において同じ。」を削除、「一年に至るまで」を「一年を超えない範囲内で」に改める。

第五第一項を「第二十二条の四第一項」に改める。

第三章第二節中第二十二条の三の次に次の見出し及び二条を加える。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第二十二条の四 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体の条例年齢以上退職者(条例

で定める年齢に達した日以後に退職(臨時の任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者をいう。以下同じ。)を、条例

で定めるところにより、従前の勤務実績その他的人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。)に採用することができる。ただし、条例

年齢以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の二第一項及び第四項において同じ。)を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の条例で定める年齢は、国の職員につき定められている国家公務員法(昭和二十二年法律第二百六十号)第六十条の二第一項に規定する年齢を基準として定めるものとする。

第二前項の規定により採用された職員(以下この条及び第二十九条第三項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任期は、採用

4 任命権者は、条例年齢以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第一項の規定による採用については、第二十一条の規定は、適用しない。

第二十二条の五 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第一項本文の規定によるほか、当該地方公共団体の組合の条例年齢以上退職者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

第二十二条の六 第二十二条の三第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に

の規定により異動期間(これららの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として条例で定める事由

三 第二十六条の三第一項中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

第二十七条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「若しくは」を「又は」に、「休職され

ば、その意に反して」を「休職され、又は」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定

ず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して」を「休職され、又は」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定

十八条の六までを削る。

第二十八条の三第一項中「その職員の職務の特

殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情か

らみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由がある」と認めるに、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該」に改め、「引き続き」を「引き続

いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第二十八条の五第一項から第四項まで

の規定により異動期間(これららの規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員に

ついては、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に

	<p>年退職日」の下に「(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条に次の二項を加える。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。</p>
2	<p>第二十八条の二を第二十八条の七とする。</p> <p>第二十八条の二第一項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条を第二十八条の六とする。</p> <p>第二十八条の次に次の四条を加える。</p> <p>(管理監督職勤務上限年齢による降任等)</p>

	<p>第二十八条の二 任命権者は、管理監督職(地方自治法第二百四条第二項に規定する管理職等)を支給される職員の職及びこれに準ずる職であつて条例で定める職をいう。以下この節において同じ)を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間(当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この節において同じ)(第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下の項において同じ)に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職(以下この項及び第四項においてこれらの職を「他の職」という。)への降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第二十八条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、条例で定めるものとする。</p> <p>3 管理監督職及び管理監督職勤務上限年齢を定めるに当たつては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮</p>
--	--

	<p>が握わなければならない。</p> <p>4 第一項本文の規定による他の職への降任又は転任(以下この節及び第四十九条第一項ただし書において「他の職への降任等」という。)を行つて当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>(管理監督職への任用の制限)</p> <p>第二十八条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとして當該職における異動期間の末日の翌日(他の職への降任等をされた職員にあつては、当該他の職への降任等をされた職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日)以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第二十八条の四 前二条の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。</p>
--	--

	<p>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、条例で定めるところにより、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これららの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日(以下この項及び次項において「定年退職日」という。)がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。</p> <p>4 第二十九条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「においては、これに対し」を「には、当該職員に對し、」に改め、同項第一号中「これに基く」を「これらに基づく」に改め、同条第二項中「これ」を「該職員」に改め、同条第三項中「職員が、第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等」を「定年前再任用短時間勤務職員(第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に限る。以下この項において同じ。)が、条例年齢以上退職者に、「これら」を「第二十二条の四第一項」に、「職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に、「一に」を「いずれかに」に、「これに」を「当該職員に」に改め、同条第四項中「特別の定」を「特別の定め」に、「外」を</p>
--	---

<p>ついて、旧地方公務員法勤務延长期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新地方公務員法第二十八条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、条例で定めるところにより、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧地方公務員法勤務延長職員に係る旧地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。</p> <p>7 新地方公務員法第二十八条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している職員には適用しない。</p> <p>8 前三項に定めるものほか、施行日から令和十三年三月三十一日までの間ににおける新地方公務員法第二十八条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定による勤務に関し必要な経過措置は、令和二年国家公務員法等改正法附則第三条第十一項の規定を基準として、条例で定めるものとする。</p> <p>9 第五項から前項までに定めるものほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>(定年退職者の再任用に関する経過措置)</p> <p>第四条 任命権者は、当該任命権者の属する地方公共団体における次に掲げる者のうち、条例で定める年齢(第四項において「特定年齢」といいう。)に達する日以後における最初の三月三十一日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年(新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう。次に掲げる者を、条例で定めるところにより採用する者である。)のうち、当該任命権者の属する地方公共団体における新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第四項において同じ。)に達していない者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</p> <p>一 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者</p> <p>二 施行日以後に新地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>三 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された者のうち、同条第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p>	<p>験等を行う公平委員会(以下この項及び次条第二項において「競争試験等を行う公平委員会」という。)を置く地方公共団体においては公平委員会規則、人事委員会及び競争試験等を行う公平委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則。以下同じ。)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務をする職に採用することができる。</p> <p>一 施行日前に旧地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者</p> <p>二 旧地方公務員法第二十八条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者</p> <p>三 施行日前に退職した者(前二号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他事情を考慮して前各号に掲げる者に準ずる者として条例で定める者</p> <p>4 特定年齢は、条例で定めるところにより更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</p> <p>5 施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)のうち、勤続期間その他事情を考慮して前各号に掲げる者に準ずる者として条例で定める者</p> <p>6 第一項又は第二項の規定により採用された者は、条例で定めるところにより採用された者のうち、同条第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>7 施行日以後に設置された職その他の条例で定める職にあっては、条例で定める年齢に達している者を、条例で定めるところにより、従前の勤務実績その他の地方公共団体の組合の規則(競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体の組合においては、公平委員会規則。第四項及び附則第七条において同じ。)で定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務をする職に採用することができる。</p> <p>8 第一項及び第二項の規定により採用された者は、条例で定めるところにより採用された者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年に達する者を、条例で定めるところにより採用することができる。</p> <p>9 第一項及び第二項の規定による採用については、新地方公務員法第二十二条の規定は、適用しない。</p> <p>第五条 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第一項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年に達する者を、条例で定めるところにより採用することができる。</p> <p>一 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された者のうち、同条第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p>
<p>四 より退職した者</p> <p>四 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の五第一項又は第二項の規定により採用された者のうち、同条第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>五 第一項又は第二項の規定により採用された者のうち、同条第三項において準用する新地方公務員法第二十二条の四第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p> <p>六 第一項及び第二項の規定により採用された者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年に達する者を、条例で定めるところにより採用することができる。</p> <p>七 第一項又は第二項の規定により採用された者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年に達する者を、条例で定めるところにより採用することができる。</p> <p>八 第一項及び第二項の規定による採用については、新地方公務員法第二十二条の規定は、適用しない。</p> <p>第五条 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の任命権者は、前条第一項の規定によるほか、当該地方公共団体の組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法定年に達する者を、条例で定めるところにより採用することができる。</p> <p>一 施行日以後に新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された者のうち、同条第三項に規定する任期が満了したことにより退職した者</p>	

その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢に達した職員以外の職員及び附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項若しくは第六条第二項又は前条第三項若しくは第四項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新地方公務員法第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年に達していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、地方公務員法の一部を改正する法律令和二年法律第二号。以下この項において「令和二年地方公務員法改正法」という。」附則第四条第一項、第五条第一項若しくは第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項の規定により採用した職員のうち当該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧地方公務員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における令和二年地方公務員法改正法による改正前の第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年(令和二年地方公務員法改正法の施行の日以後に設置された職その他の条例で定める職にあつては、条例で定める年齢)をいう。)に達している職員及び令和二年地方公務員法改正法附則第四条第二項、第五条第三項若しくは第四項、第六条第二項又は第七条第三項若しくは第四項の職に係る新地方公務員法定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する

職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第二十八条の六第二項及び第三項の規定に基づく定年をいう)に達している職員とする。

当該職員は當該職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新地方公務員法定年引上げ職に係る新地方公務員法定年に達しているものとみなして、第三項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二条の第四第四項の規定を適用する。

附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員附則第四条第二項第四号に掲げる者に該当して採用された職員を除く。次項において同じくは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「(第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に限る。以下この項において同じく)が、条例年齢以上退職者」とあるのは「が、地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年地方公務員法改正法」という。附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第五号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における条例年齢以上退職者」と、「又は」とあるのは「又は令和二年地方公務員法改正法による改正前の第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間、令和二年地方公務員法改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間若しくは」とする。

平成十一年十月一日前に新地方公務員法第二十九条第二項に規定する退職又は先の退職がある附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして新地方公務員法第二十九条第三項の規定を適用する場合には、同項に規定する引き続く職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の職員

としての在職期間を含まないものとする。
第九条 大学(教育公務員特例法昭和二十四年法律第一号)第二条第一項に規定する公立学校であるものに限る。)の同条第二項に規定する教員への採用についての附則第四条から第七条までの規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」と、同条第三項附則第五条第五項、第六条第三項及び第七条第五項において準用する場合を含む。)中「範囲内で」とあるのは「範囲内で教授会の議に基づき学長が定める期間をもつて」と、附則第五条第一項から第四項まで、第六条第一項及び第二項並びに第七条第一項から第四項までの規定中「任期を定め」とあるのは「教授会の議に基づき学長が定める任期をもつて」とする。

2 暫定再任用職員附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第七条第一項又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。第七项において同じ。)に対する附則第十四条の規定による改正後の、べき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第五条の二第一項の規定の適用については、同項中「第二項」とあるのは、「第二項、地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)附則第四条第一項若しくは第二項第一項から第四項まで」とする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する県費負担教職員に対する附則第四条及び第六条の規定の適用については、附則第四条第一項及び第二項並びに第六条第一項及び第二項中「当該任命権者の属する地方公共団体」とあるのは「市町村」と、「採用しようとする」とあるのは「採用しようとする当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村のこととする。

		人事委員会規則		特定地方独立行政法人の規程	
		附則第四条第三項	附則第六条第一項及び第二項	附則第八条第三項から第五項まで	附則第四条第三項
条例	設立団体の条例	特定地方独立行政法人の規程	設立団体の条例	人事委員会規則	条例
附則第四条第二項	附則第一条第三項 に条例	に設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例	当該設立団体の条例	用職員」という。)を除く。)と、「講師(暫定再任用職員及び地方公務員)とする。	4 附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条職員に対する附則第十五条の規定による改正後地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の二第一項の規定の適用については、同項中「養護教諭」とあるのは「養護教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令和二年法律第4号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された者(以下この項において「暫定再任用職員」といいう。)を除く。)と、「講師(暫定再任用職員及び地方公務員)とする。
条例	附則第三条第六項 に条例	に設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例	当該設立団体の条例	5 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対する附則第二条から第四条まで及び第六条並びに前条の規定の適用について、は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	5 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人の職員に対する附則第二条から第四条まで及び第六条並びに前条の規定の適用について、は、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
附則第四条第一項	附則第二条第四項及び第三条 に条例	に設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例	当該設立団体の条例	6 設立団体が二以上である場合における前項の規定の適用については、前項の表附則第二条第三項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)とあるのは、地方独立行政法人法第百二十一条第三項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。)と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同表附則第二条第四項及び第三条第二項の項、附則第三条第八項及び第九項の項、附則第四条第一項の項、附則第四条第二項の項、附則第四条第三項の項、附則第六条第一項及び第二項の項及び附則第八条第三項から第五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」とする。	6 設立団体が二以上である場合における前項の規定の適用については、前項の表附則第二条第三項の項中「設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)とあるのは、地方独立行政法人法第百二十一条第三項の規定によりその条例を特定地方独立行政法人の職員に対して適用する旨が定款に定められた地方公共団体(以下「条例適用設立団体」という。)と、「設立団体の条例」とあるのは「条例適用設立団体の条例」と、同表附則第二条第四項及び第三条第二項の項、附則第三条第八項及び第九項の項、附則第四条第一項の項、附則第四条第二項の項、附則第四条第三項の項、附則第六条第一項及び第二項の項及び附則第八条第三項から第五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」とする。
地方公共団体	附則第四条第二項 に条例	に設立団体(地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体をいう。以下同じ。)の条例	当該設立団体の条例	勤務上限年齢による降任等又は定年前再任用短時間勤務職員に関する制度についての検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、地方公務員に係るこれらの制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (地方自治法等の一部改正)	7 附則第四条から前条まで及び前各項に定めるものほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、条例で定める。(その他の経過措置の政令への委任)
設立団体の条例	特定地方独立行政法人 に条例	特定地方独立行政法人に おける	特定地方独立行政法人に おける	第十一条 次に掲げる法律の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。	7 附則第四条から前条まで及び前各項に定めるものほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、条例で定める。(その他の経過措置の政令への委任)
第十一條 政府は、国家公務員に係る管理監督職 (検討)	第十二条 次に掲げる法律の規定中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。	一 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条 三 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第五十一条第四項 四 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二条)第七条の二第三項 五 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第五条 六 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第十五条第二項及び第四十二条第二項 七 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十号)第二条第二項	第十一条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。	八 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育	8 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育

ときは、条例で定めることにより	ときは
第四項 第二十八条の五	第四項 第二十八条の五

ときは、条例で定めることにより	ときは
第五項並びに第二項 第二十八条の五	第五項並びに第二項 第二十八条の五

ときは	ときは
条例 設立団体の条例	条例 設立団体の条例

「第六十条第七号の項、附則第二十一項の項及び附則第二十三項から第二十五項までの項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項】に改める。 (被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)	第五十三条第三項の表第二十八条の二第二項の項中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項及び第二項」に改め、同項の次に次のように加える。
第五十三条第三項の表第二十八条の三第二項の項中「第二十八条の三第二項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同項の次に次のように加える。	第五十三条第三項の表第二十八条の三第二項の項中「第二十八条の三第二項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

特定地方独立行政法人の規程	特定地方独立行政法人の規程
条例 設立団体の条例	条例 設立団体の条例

第五十三条第三項の表第二十八条の四第一項の項から第二十八条の五第一項の項までを削り、同表に次のように加える。	第五十三条第三項の表第二十八条の三第二項の項中「第二十八条の三第二項」を「第二十八条の七第一項」に改め、同項の次に次のように加える。
第三項 条例 設立団体の条例	第二十八条の七 第二項 第一項第一号及び第二号 条例 設立団体の条例

附則第二十一項 条例 地方公共団体における設立団体の条例	附則第二十二項 条例 特定地方独立行政法人における設立団体の条例
附則第二十三項 から 第二十五項 まで	附則第二十三項 から 第二十五項 まで

条例 他の地方公共団体	条例 特定地方独立行政法人の規程
設立団体の条例 地方公共団体	設立団体の条例 地方公共団体

理由
地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一百二十三条第五項中「同表第十六条各号列記以外の部分の項」の下に「第二十二条の四第一項の項、第二十二条の四第二項」を加え、「第二十八条の四第一項の項、第二十九条第一項第一号の項」に、「及び第六十条第七号の項中「設立団体」とあるのは「条例適用設立団体」と、第五十三条第四項」を「第二十八条の二第四項の項及び第三項の項」を「第二十八条の二第四項の

令和三年六月十日印刷

令和三年六月十一日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

U